中小企業の知的財産に関する調査

報 告 書

平成 25 年 3 月

東京商工会議所 中小企業の知的財産に関する研究会

はじめに

経済のグローバル化に伴い、企業の競争力を高める有効な手段として特許、商標、 意匠、ノウハウ等の「知的財産」活用の重要性が高まっています。

世界規模で繰り広げられている知財紛争、巨額な資金を投じての知財の調達など、 知財を巡る企業間競争の激化に加え、模倣品被害の増大、技術流出問題の多発などか ら、今や、中小企業においても知的財産への適切な対応は必須の課題となりました。

本調査は、中小企業の知的財産権や営業秘密等の知的財産に関する実態、課題を把握することを目的に、東京商工会議所が初めて実施したものです。実施にあたっては、平成24年7月に「中小企業の知的財産に関する研究会」を設置し、調査結果の分析はもちろん、知的財産に関する今後の支援のあり方等について熱心に議論を重ねました。

本調査で浮かび上がった中小企業が直面する課題は、次のとおりです。今後のグローバル展開を考えると、中小企業にとっても十分な対策と準備が急務と言えます。また、国際競争で打ち勝つために、国の知財戦略はもとより、公的支援の拡充・強化が必要であることから、課題に即した考え方や改善策を併せて示しています。

課題1. 知的財産の経営への活用はまだまだ不十分

- ○知的財産権の出願経験は7割を超えるものの、知的財産の経営への活用は6割に止まる
- ▶ 一層の普及啓発が不可欠。中小企業の知的財産の戦略的活用を促進するため、 ものづくりや自社ブランド構築における先進事例の紹介などの取り組み強化が 必要

課題2.技術・営業情報の流出被害、模倣品被害は深刻

- ○約1/4が技術・営業情報の流出被害を経験している
- ○約3割が模倣品被害を経験しているが、そのうち、訴訟を行うとする企業は約1割 に止まる
- ▶ 「営業秘密管理指針」・「技術流出防止指針」(経済産業省)の活用を促進するため、中小企業にとってわかり易い内容とすることが急がれる
- ▶ 営業秘密の管理については、流出経路毎(退職従業員、取引先、盗難等)に必要となる具体的な取り組みを示した"実務マニュアル"の作成が必要
- ▶ 模倣品等の海外での知的財産権の侵害に対して、在外公館等による相手国政府への働きかけ強化や民間交渉への同席など、国による対応の強化が不可欠

課題3.知的財産に関する社内体制は未整備。人材育成の方法は大半がOJT

- ○営業秘密を厳密に管理しているのは2割以下、職務発明に関する社内規定の整備も 2割以下と知的財産を巡る国内外の競争に対応できる体制になっていない
- ○知的財産に関する人材育成はOJTが半数を占める。外部専門家や資格・検定制度 の活用は1割に満たない
- ▶ 社内体制整備を促進するため、前述の営業秘密に関する"実務マニュアル"の活用や「新職務発明制度における手続き事例集」(特許庁)による職務発明に関する社内規定の導入を推奨すべき
- ▶ 弁理士等の外部専門家を中小企業の知的財産活動(制度整備・人材育成)に活用するため、弁理士費用の税額控除や大手企業OBとのマッチング機能強化等の支援の拡充が必要

課題4. 知的財産関連施策へのニーズはあるものの利用している企業は少ない

- ○助成等の公的支援に対するニーズは高いものの、実際の利用は1割にすぎない。申請に係る書類作成等が煩雑であり、手続きの簡略化を求める声が強い
- ▶ 特許料等の減免制度については、米国のスモールエンティティ制度を参考に、要件の緩和や減免措置内容の拡充、減免期間の延長、手続の簡素化が不可欠
- ▶ ユーザーニーズを的確に把握し、利用しやすい支援策に改善していくことが重要

今回の調査では、①知的財産の経営への活用の具体的内容および活用度の企業間比較や客観的な評価、②知財に関する人材育成の大半を占めるOJTの具体的な内容、③知的財産関連施策の利用が進んでいない要因など、十分に把握できなかった項目も少なからずありました。今後、同様の調査を継続的に実施するなど、改善に努めてまいります。

東京商工会議所では、これまで知的財産に関する各種セミナーの開催や知的財産活用の先進事例を紹介する「知的財産経営モデル」等により、中小企業の経営への知的財産の活用推進に取り組んできました。

今後は、普及啓発活動とともに、本調査の結果を踏まえ、より実態に即した意見・ 要望活動を東京都や国に行うことで、中小企業の知的財産活動を支える関連施策の充 実を図り、中小企業の成長を後押ししてまいります。

> 中小企業の知的財産に関する研究会 座長 荒井 寿光

<u></u> 目 次

Ι.	調	査の概要 ・	• • •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		調査の概																								
	2.	回答企業	ミの属性	E • •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
П.	調	査結果・	• • •				•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		知的財産																								
		営業秘密																								
		知的財産				-																				
		人材育成																								
		模倣品被																								
	6.	知的財産	関連が	画策 の	活戶	用状	況		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
Ш.	回》	答企業から	うのコ	メン	٠ ١		•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ,	47
IV.	関	車施策の約	召介・				•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
参考	夸•			• •			•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	71
	職務	务 発明制度	におり	ける手	続	き事	例1	集	「規	定	•	契	約]]	(出	电比	į:	:华	宇記	午广	庁)	•	•	•	72
	Гф	コ小企業の	知的則	才産に	_関	する	調	查」	調	查	票	•	回名	答用	紙	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	86
	中川	へ企業の知	的財産	ことは	ます	ろ研	在 4		名	簿	•		•		•				•	•		•			•	93

図表索引

図 I - 2 - 1	回答企業の属性 資本金・・・・・・・・・・・・・・ 3
図 I-2-2	回答企業の属性 従業員数 (正社員) ・・・・・・・・・・ 4
図 I - 2 - 3	回答企業の属性 業歴・・・・・・・・・・・・・・・ 4
図 I - 2 - 4	回答企業の属性 業種・・・・・・・・・・・・・・ 5
図 I - 2 - 5	回答企業の属性 前期売上高・・・・・・・・・・・・・・ 6
図Ⅱ-1-1	知的財産権の出願の有無・・・・・・・・・・・・・・・ 9
図Ⅱ-1-2	特許権の出願・保有件数・・・・・・・・・・・・・・・ 9
翌Ⅱ-1-3	実用新案権の出願・保有件数・・・・・・・・・・・・・ 9
翌Ⅱ-1-4	商標権の出願・保有件数・・・・・・・・・・・・・・・10
図Ⅱ-1-5	意匠権の出願・保有件数・・・・・・・・・・・・・・10
図Ⅱ-1-6	知的財産権の出願の有無(従業員規模別)・・・・・・・・・・11
図Ⅱ-1-7	外国出願の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
図Ⅱ-1-8	国際展開を実施している企業の外国出願の有無・・・・・・・・12
図Ⅱ-1-9	国別出願企業数・・・・・・・・・・・・・・・・・12
図Ⅱ-1-1 0	共同出願の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
図Ⅱ-1-1 1	審査請求の要否・権利維持費用の支出に係る判断方法・・・・・・・13
図Ⅱ-1-1 2	審査請求の要否・権利維持費用の支出に係る判断方法(従業員規模別)・・14
図Ⅱ-2-1	営業秘密の管理の状況・・・・・・・・・・・・・・16
翌Ⅱ-2-2	秘密保持に関する取り組み状況・・・・・・・・・・・・16
図Ⅱ-2-3	営業秘密の管理の状況(従業員規模別)・・・・・・・・・・17
翌 Ⅱ - 2 - 4	技術の権利化に関する判断方法・・・・・・・・・・・・18
図Ⅱ-2-5	技術の権利化に関する判断方法(従業員規模別)・・・・・・・・19
図Ⅱ-2-6	技術・営業情報の流出被害の状況・・・・・・・・・・・20
図Ⅱ-3-1	知的財産の経営への活用状況・・・・・・・・・・・・・21
図Ⅱ-3-2	知的財産の経営への貢献・・・・・・・・・・・・・・22
図Ⅱ- 3-3	知的財産権の出願の有無(知的財産の経営への活用状況別) ・・・・・23
☑ II - 3 - 4	外国出願の有無(知的財産の経営への活用状況別)・・・・・・・23
図Ⅱ-3-5	共同出願の有無(知的財産の経営への活用状況別)・・・・・・・23
図Ⅱ-3-6	審査請求の要否・権利維持費用の支出に係る判断方法
	<経営者が自ら判断をしている>(知的財産の経営への活用状況別)・・・23
図Ⅱ-3-7	審査請求の要否・権利維持費用の支出に係る判断方法
	<社内会議を通じて複数人での話し合いにより判断している>
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・23
図Ⅱ-3-8	営業秘密の有無(知的財産の経営への活用状況別)・・・・・・・24
図Ⅱ-3-9	秘密保持に関する規定の有無(知的財産の経営への活用状況別)・・・・24
図Ⅱ-3-10	技術の権利化に関する判断方法<どのように判断するか決めていない>
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・24

図Ⅱ-3-1 1	技術の権利化に関する判断方法
	<社内会議を通じて複数人での話し合いにより判断している>
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・24
図Ⅱ-3-12	知的財産に関する人材育成の方法 <ojtにて実施></ojtにて実施>
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・25
図Ⅱ-3-13	知的財産に関する人材育成の方法
	<社内に知的財産権・ノウハウ等がないので人材育成の必要がない>
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・25
図Ⅱ-3-14	知的財産に関する人材育成の方法<人材育成を行いたいができていない>
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・25
図Ⅱ-3-15	発明等を創出・奨励する社内制度の有無
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・25
図Ⅱ-3-16	「職務発明」に関する社内規定の有無(知的財産の経営への活用状況別)・25
図Ⅱ-3-17	知的財産の経営への貢献<特になし>
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・26
図Ⅱ-3-18	知的財産の経営への貢献<新製品の開発>
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・26
図Ⅱ-3-19	知的財産の経営への貢献<既存製品の価値向上>
	(知的財産の経営への活用状況別)・・・26
図 Ⅱ-4-1	知的財産に関する人材育成の方法・・・・・・・・・・・28
図Ⅱ-4-2	知的財産に関する人材育成の方法(従業員規模別)・・・・・・・30
図Ⅱ-4-3	発明等を創出・奨励する社内制度・・・・・・・・・・・32
☑ Ⅱ-4-4	「職務発明」に関する社内規定の有無・・・・・・・・・・・33
図Ⅱ-4-5	「職務発明」に関する社内規定の有無(従業員規模別)・・・・・・・34
図Ⅱ-5-1	国際展開の実施の有無・・・・・・・・・・・・・・・35
図Ⅱ-5-2	模倣品被害の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・36
図Ⅱ-5-3	国別模倣品被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・36
☑ Ⅱ-5-4	模倣品被害への対応方法・・・・・・・・・・・・・・36
図Ⅱ-5-5	模倣品被害への対応を行わない理由・・・・・・・・・・・37
図Ⅱ-6-1	国際展開における知的財産に関連する課題・・・・・・・・・39
図Ⅱ-6-2	「特許料金の減免制度」活用の有無・・・・・・・・・・・40
図Ⅱ-6-3	「審査請求料の軽減制度」活用の有無・・・・・・・・・・・40
☑ Ⅱ-6-4	「国内出願の助成制度」活用の有無・・・・・・・・・・・41
図Ⅱ-6-5	「早期審査制度」活用の有無・・・・・・・・・・・・・41
図Ⅱ-6-6	「外国出願の助成制度」活用の有無・・・・・・・・・・・41
図Ⅱ-6-7	「侵害調査の助成制度」活用の有無・・・・・・・・・・・42
図Ⅱ-6-8	金融機関からの融資における優遇の有無・・・・・・・・・42
図 Ⅱ - 6 - 9	今後、拡充を希望する知的財産に関する公的支援・・・・・・・・44

I. 調査の概要

- 1. 調査の概要
- 2. 回答企業の属性

1. 調査の概要

【調査目的】

中小企業の「特許等の知的財産権の出願状況」、「ノウハウ等の営業秘密の取扱い状況」、「技術・営業情報の流出被害、模倣品被害の現状」、「各種知的財産施策の利用状況」等の知的財産に関する実態を把握するために実施したもの

【調査期間】

平成24年8月28日(火)~9月19日(水)

【調査対象】

製造業で資本金3億円以下、従業員数300人以下の都内に事業所のある 中小企業・小規模事業者

【配布数】

5,194件

【調査方法】

郵送による調査票の送付、郵送・FAXによる回答

【回答数】

649件 (回収率12.5%)

- ※本調査では知的財産、知的財産権は以下を意味する
 - ・知的財産・・・・特許権、実用新案権、商標権、意匠権、ノウハウ等
 - ・知的財産権・・・特許権、実用新案権、商標権、意匠権
- ※3頁以降の本文中のパーセントにかかる数字は小数点以下を切り捨てで記載

2. 回答企業の属性

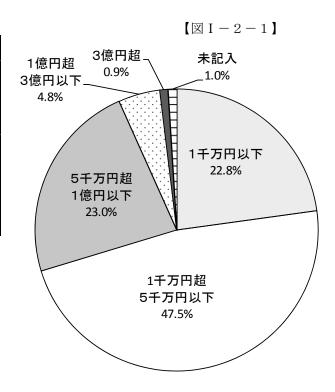
- ○回答企業の事業規模について、資本金は、「1千万円超5千万円以下」(47%)が 最も多く、続いて「5千万円超1億円以下」(23%)となっており、1億円以下 で全体の9割(93%)を占める【図I-2-1】
- ○従業員数(正社員)は、「21人以上50人以下」(32%)が最も多く、続いて「20人以下」(30%)となった。小規模事業者は全体の3割を占める【図I-2-2】
- ○業歴は、「50年超」(53%)、「30年超50年以下」(26%)と30年以上の企業が全体の約8割を占める【図I-2-3】
- ○業種は、「印刷・同関連」(13%)、「金属製品」(9%)、「電気機械器具」(8%)、「プラスチック製品」(6%)、「食料・飲料・飼料」(6%)、「精密機械器具」(6%)、「一般機械工業」(5%)が上位を占める(その他製造業を除く)

 $[\boxtimes I - 2 - 4]$

- ○前期売上高は、「10億円超50億円以下」(32%)が最も多い【図Ⅰ-2-5】
- ○回答企業の構成は、全体的に業歴が長く、一定程度の売上規模がある企業が多い

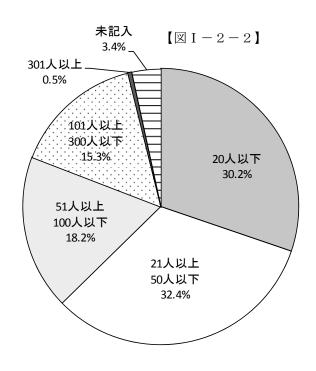
く資本金>

	回答数	%
1千万円以下	148	22.8%
1千万円超5千万円以下	308	47. 5%
5千万円超1億円以下	149	23.0%
1億円超3億円以下	31	4.8%
3億円超	6	0.9%
未記入	7	1.0%
合 計	649	100.0%



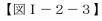
<従業員数(正社員)>

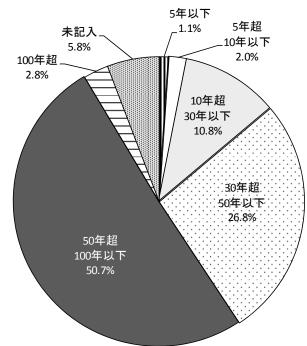
へ		
	回答数	%
0~20 人	196	30. 2%
21 人~50 人	210	32.4%
51 人~100 人	118	18. 2%
101 人~300 人	99	15. 3%
301 人	3	0.5%
未記入	23	3.4%
合 計	649	100.0%



<業 歴>

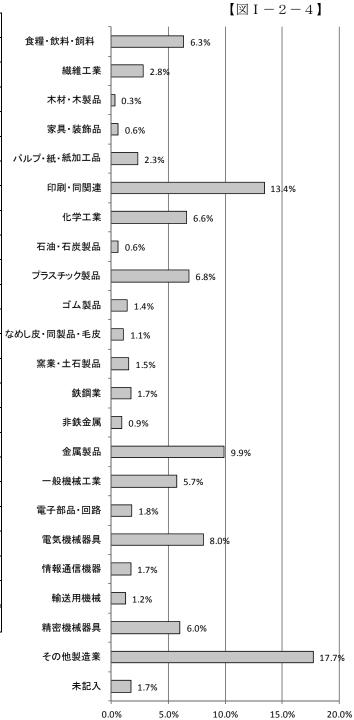
	回答数	%
5年以下	7	1.1%
5 年超 10 年以下	13	2.0%
10 年超 30 年以下	70	10.8%
30 年超 50 年以下	174	26.8%
50 年超 100 年以下	329	50. 7%
100 年超	18	2.8%
未記入	38	5.8%
合 計	649	100.0%





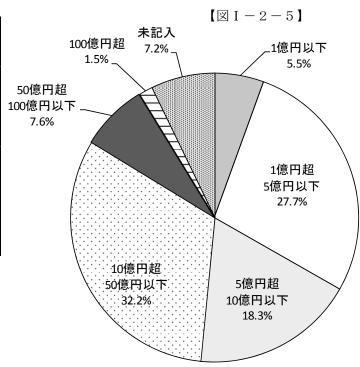
<業 種>

	回答数	%
食糧・飲料・飼料	41	6.3%
繊維工業	18	2.8%
木材・木製品	2	0.3%
家具・装飾品	4	0.6%
パルプ・紙・紙加工品	15	2.3%
印刷・同関連	87	13.4%
化学工業	43	6.6%
石油・石炭製品	4	0.6%
プラスチック製品	44	6.8%
ゴム製品	9	1.4%
なめし皮・同製品・毛皮	7	1.1%
窯業・土石製品	10	1.5%
鉄鋼業	11	1.7%
非鉄金属	6	0.9%
金属製品	64	9.9%
一般機械工業	37	5. 7%
電子部品・回路	12	1.8%
電気機械器具	52	8.0%
情報通信機器	11	1.7%
輸送用機械	8	1.2%
精密機械器具	39	6.0%
その他製造業	114	17. 7%
未記入	11	1.7%
合 計	649	100.0%



<前期売上高>

	回答数	%
1億円以下	36	5.5%
1億円超5億円以下	180	27. 7%
5 億円超 10 億円以下	119	18.3%
10 億円超 50 億円以下	209	32.2%
50 億円超 100 億円以下	49	7.6%
100 億円超	10	1.5%
未記入	46	7. 2%
合 計	649	100.0%



Ⅱ. 調査結果

- 1. 知的財産権の出願状況
- 2. 営業秘密の取扱い状況
- 3. 知的財産の経営への活用状況
- 4. 人材育成・社内制度の現状
- 5. 模倣品被害の現状
- 6. 知的財産関連施策の活用状況

1. 知的財産権の出願状況

<調査結果>

- 〇知的財産権の出願をしたことがある企業は全体の7割を超える【図II-1-1】
- ○「特許権」は337企業、「実用新案権」は198企業、「商標権」は287企業、「意匠権」は126企業に出願経験がある。出願件数は、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、それぞれにおいて「1~10件」と回答した企業が最も多く、保有件数についても同様に「1~10件」が最も多い(0件を除く)【図Ⅱ-1-2~5】
- 〇外国出願*について、「出願したことがある」企業は3.8%となり、出願先としては中国(1.0.2企業)が最も多く、次いで米国(1.0.0企業)、韓国(7.0企業)、台湾(4.9企業)となった。また、国際展開を実施している企業**のみを対象とした場合、5.0%が外国出願の経験がある【図 $II-1-7\sim9$ 】
- 〇企業、大学、研究機関等との共同出願*について、「出願したことがある」企業は 40%となった【図II-1-10】
- 〇審査請求の要否や毎年の維持費の支出の判断^{*}は、「経営者(社長)が自ら判断している」(40%)が最も多く、次いで「社内会議等を通じて複数人で話合いにより判断している」(29%)となった。一方、「どのように判断するかは決めていない」は、約1割を占める【図II-1-11】
- ※ 知的財産権の出願経験のある企業(465企業)が調査対象
- ※※【図Ⅱ-5-1】参照(35頁)

<考察および支援の方向性>

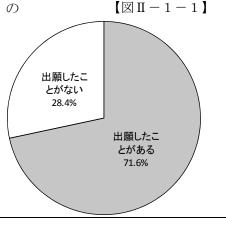
- ○今回の調査では、業歴の長い企業(30年超の企業が約8割)や、一定程度の売上規模がある企業からの回答が多かったことから、出願経験のある企業が7割以上と多くなったと考えられる
- ○国際展開を実施している企業の外国出願は、実施していない企業よりも多く、国際 展開において、知的財産の保護は留意すべき事項となっていることが推察される。 中小企業の国際展開が加速する中、今後、外国出願の増加が見込まれることから、 コスト負担や手続き面における支援の拡充が必要
- ○共同出願の経験がある企業が約4割あることから、中小企業の単独での出願という 視点だけでなく、取引先、大学、研究機関との共同出願の際の支援策の拡充を検討 していく必要がある
- ○従業員規模が小さい企業ほど経営者(社長)の判断により審査請求の要否や毎年の維持費の支出を決めているケースが多い。スピード感ある意思決定ができるというメリットはあるが、人材不足等により仕組みを構築できていないというのが実状と考えられる。仕組み構築が困難な企業は、外部専門家の活用が有効と考えられることから、活用を促すための支援を拡充すべき

<設問1:知的財産権の出願の有無>

これまでに特許・実用新案・商標・意匠(知的財産権)の

出願をしたことがありますか。【択一】

	回答数	%
出願したことがある	465	71.6%
出願したことがない	184	28.4%
合 計	649	100.0%



<設問2:知的財産権の出願・保有件数>

特許・実用新案・商標・意匠のこれまでの出願件数および現在の権利保有件数を回答ください。【記述】※出願経験のある企業(465 企業)が調査対象

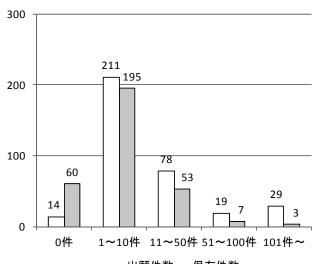
【特許権】

【付計准】		
	回答数(出願)	回答数(保有)
0 件	14	60
1~10件	211	195
11~50件	78	53
51~100件	19	7
101 件~	29	3
未記入	114	147
合 計	465	465

※特許権出願企業数:337企業

特許権保有企業数:258企業

回答数 $\boxed{ 図 II - 1 - 2 }$



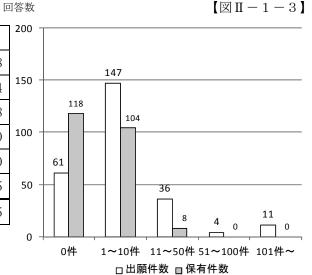
□出願件数 □保有件数

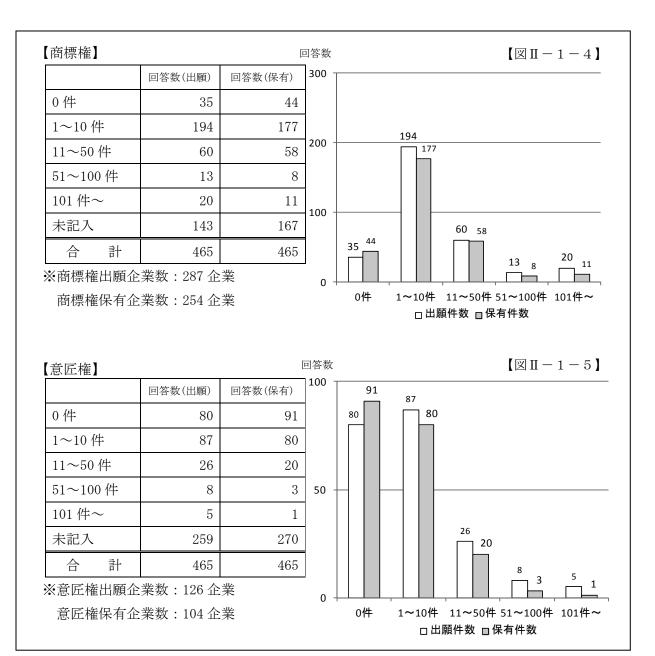
【実用新案権】

大用利条惟】		
	回答数(出願)	回答数(保有)
0 件	61	118
1~10 件	147	104
11~50件	36	8
51~100件	4	0
101 件~	11	0
未記入	206	235
合 計	465	465

※実用新案権出願企業数:198企業

実用新案権保有企業数:112企業

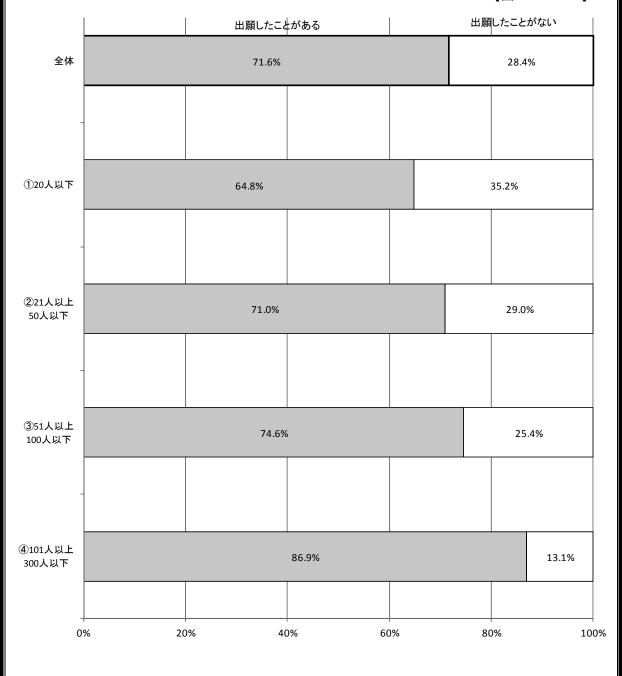




参考:知的財産権の出願の有無(従業員規模別)

	全体		全体 ①20人以下		②21人以上 50人以下		③51人以上 100人以下		④101人以上 300人以下	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
出願したことがある	465	71.6%	127	64.8%	149	71.0%	88	74.6%	86	86.9%
出願したことがない	184	28.4%	69	35.2%	61	29.0%	30	25.4%	13	13.1%
	649		196		210		118		99	

 $[\boxtimes II - 1 - 6]$

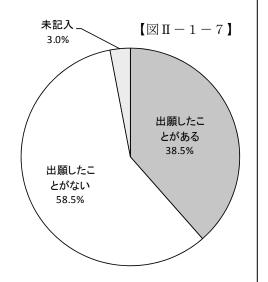


<設問3:外国出願の有無>

外国出願をしたことがありますか。【択一】

※出願経験のある企業(465 企業)が調査対象

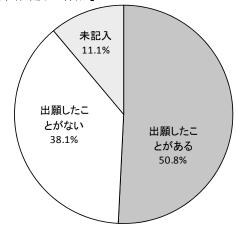
	回答数	%
出願したことがある	179	38. 5%
出願したことがない	272	58. 5%
未記入	14	3.0%
合 計	465	100.0%



【国際展開を実施している企業(図Ⅱ-5-1参照)の外国出願の有無】

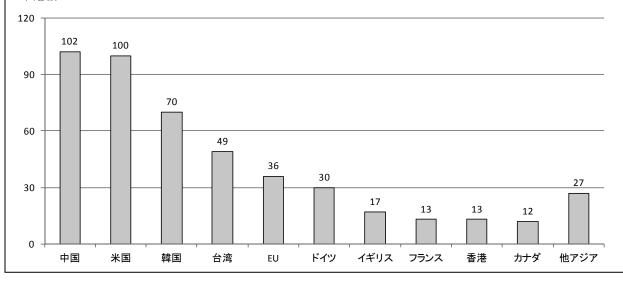
頭の有無】 【図Ⅱ-1-8】

	回答数	%
出願したことがある	128	50.8%
出願したことがない	96	38. 1%
未記入	28	11. 1%
合 計	252	100.0%



【国別出願企業数(一部)】

[図Ⅱ-1-9]

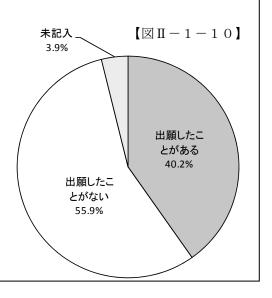


<設問4:共同出願の有無>

共同出願をしたことがありますか。【択一】

※出願経験のある企業(465企業)が調査対象

	回答数	%
出願したことがある	187	40. 2%
出願したことがない	260	55. 9%
未記入	18	3.9%
合 計	465	100.0%

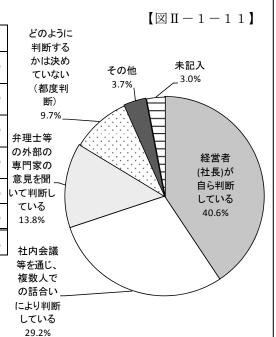


<設問5:審査請求の要否・権利維持費用の支出に係る判断方法>

特許出願後の審査請求の要否の判断や、特許等の権利取得後の毎年の維持費用の支出の判断について、該当する項目を選択ください。【択一】

※出願経験のある企業(465 企業)が調査対象

	回答数	%
経営者(社長)が自ら判断している	189	40.6%
社内会議等を通じ、複数人で の話合いにより判断している	136	29. 2%
弁理士等の外部の専門家の意 見を聞いて判断している	64	13. 8%
どのように判断するかは決め ていない(都度判断)	45	9. 7%
その他	17	3. 7%
未記入	14	3.0%
合 計	465	100.0%



【その他記入内容】

- ・出願はするが審査請求は行わない方針
- ・共同出願が多く、共同出願者との話し合い
- ・担当者が判断している
- ・技術者同士の話し合いにより判断している
- ・社内の規定に従い判断をしている

等

参考:審査請求の要否・権利維持費用の支出に係る判断方法(従業員規模別) ②21人以上 ③51人以上 ④101人以上 ①20人以下 全体 300人以下 50人以下 100人以下 回答数 回答数 回答数 回答数 % 回答数 % % % % 経営者(社長)が自ら判断している 189 40.6% 71 55.99 43.0% 34 38.6% 19.89 社内会議等を通じ、複数人での 136 29.2% 27 21.3% 42 28.2% 28 31.8% 36 41.99 話合いにより判断している 弁理士等の外部の専門家の意 64 13.8% 14 11.0% 24 16.1% 12 13.6% 12 14.09 見を聞いて判断している どのように判断するかは決めて 16.39 45 9.79 2.49 13 8.7% 10 11.4% 14 3 いない(都度判断) その他 2 17 3.7% 3 2.49 3 2.0% 2.3% 8.19 未記入 14 3.0% 9 7.1% 3 2.0% 2 2.3% 0 0.0% 465 149 88 $[\boxtimes \Pi - 1 - 1 \ 2]$ 弁理士等の外部の専門家の どのように判断 意見を聞いて判断している するかは決めて いない(都度判断) 未記り 社内会議等を通じ、複数人での 3.0% 経営者(社長)が自ら判断している 話合いにより判断している その他 全体 9:7% 40.6% 29.2% 13.8% 2.4% 2.4% ①20人以下 55.9% 21.3% 11.0% 7.1% 2.0% 2.09 ②21人以上 43.0% 28.2% 16.1% 8.7% 50人以下 2.3% 2.3% ③51人以上 38.6% 31.8% 13.6% 11.4% 100人以下 ④101人以上 19.8% 41.9% 14.0% 16.3% 8.1% 300人以下 0% 20% 40% 60% 80% 100%

2. 営業秘密の取扱い状況

<調査結果>

- ○営業秘密となる情報がある企業は全体の約8割を占めるが、情報を区分し、アクセス制限するなどの厳密な管理ができている企業は全体の2割に満たない 【図Ⅱ-2-1】
- 〇自社の技術・営業情報に関して、全体の約1/4の企業に流出被害の経験があり、流出ルートをみると「退職従業員による流出被害の経験がある」(12%)が最も多く、次いで「業務提携等の取引先経由による流出被害の経験がある」(10%)となった【図II-2-6】
- ○従業員との秘密保持に関わる取り組みについては、「就業規則に規定、または入社時に秘密保持に関する覚書等で取り交わしをしている」とする企業が6割あるものの、「秘密保持の規定はない」との回答も全体の約3割となった【図Ⅱ-2-2】
- 〇出願して権利化(公開する技術)するか、もしくは、社内に留める技術(公にしない技術)とするかの判断に関しては、「社内会議等を通じ、複数人での話合いにより判断している」(33%)との回答が最も多く、次いで、「経営者(社長)が自ら判断している」(28%)となった【図 Π -2-4】

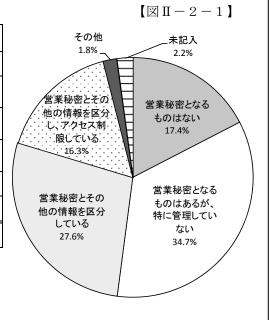
<考察および支援の方向性>

- ○技術・営業情報の流出に際し、法制度を活用できる実効的な営業秘密の管理を行う には、経済産業省から示されている営業秘密管理指針に則った対応が不可欠。中小 企業においても指針に従い社内体制を整備することが求められる一方、指針自体を、 中小企業の経営実態に即した、より簡便な内容とすることが必要なのではないか
- ○第三者による技術資料の盗難や退職従業員による営業秘密の流出防止など、流出経 路毎に、管理方法や対応策をわかりやすく示した実務マニュアルを作成すべき
- ○出願して権利化するか、もしくは社内に留める技術とするかの判断は、従業員規模が小さい企業ほど経営者(社長)によるケースが多い。技術やノウハウについて、権利化や活用方法を検討する際、社外の視点を交えていくことはより戦略的な知的財産の活用に繋がる。社内の意思決定の仕組みが構築されている企業においても、外部専門家を交えての意見交換の機会等も取り入れていくことが望ましい

<設問6:営業秘密の管理の状況>

特許等で権利化していない技術情報(製造方法、製造における温度設定や、材料の配合比率、加工機械のセッティング等の経験によって蓄積されたノウハウ等)や営業情報(取引先情報、原価等)等の経営上、重要な情報を営業秘密として管理していますか。該当する項目を選択してください。【択一】

	回答数	%
営業秘密となるものはない	113	17. 4%
営業秘密となるものはあるが、特に管理していない	225	34. 7%
営業秘密とその他の情報を区 分している	179	27. 6%
営業秘密とその他の情報を区 分し、アクセス制限している	106	16. 3%
その他	12	1.8%
未記入	14	2.2%
合 計	649	100.0%



【その他記入内容】

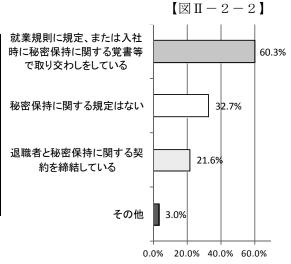
- 全てオープンにする方針
- ・ISOの規格に基づいて情報を管理
- ・親会社の意向に従い管理

<設問7:秘密保持に関する取り組み状況>

従業員の秘密保持について、該当する項目を選択してください。【複数選択】

NT	_	a	Q	Q

11 - 000		
	回答数	%
就業規則に規定、または入社 時に秘密保持に関する覚書等 で取り交わしをしている	382	60. 3%
秘密保持に関する規定はない	207	32.7%
退職者と秘密保持に関する契 約を締結している	137	21.6%
その他	19	3.0%
	633	

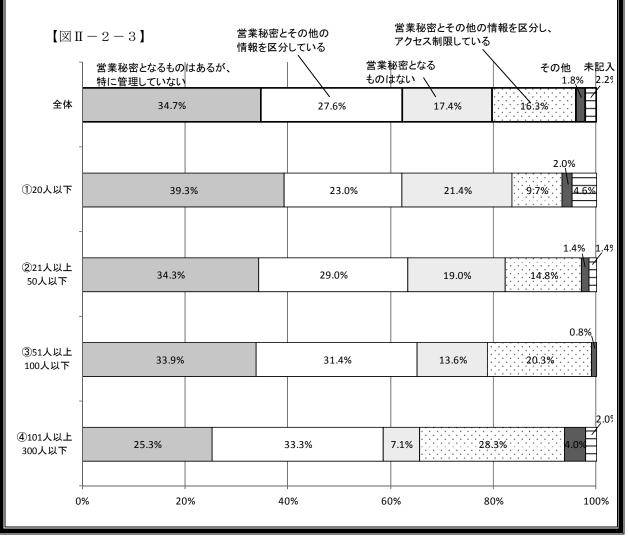


【その他記入内容】

・就業規則に規定はあるが、対象を正確に定義していない 等

参考:営業秘密の管理の状況(従業員規模別)

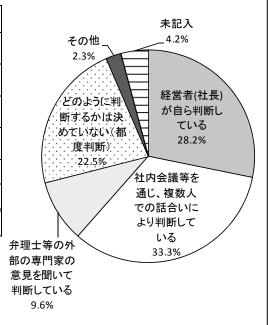
<u> </u>										
	全体 ①20		1)20	②21人以上 50人以下		③51人以上 100人以下		④101人以上 300人以下		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
営業秘密となるものはあるが、特 に管理していない	225	34.7%	77	39.3%	72	34.3%	40	33.9%	25	25.3%
営業秘密とその他の情報を区分 している	179	27.6%	45	23.0%	61	29.0%	37	31.4%	33	33.3%
営業秘密となるものはない	113	17.4%	42	21.4%	40	19.0%	16	13.6%	7	7.1%
営業秘密とその他の情報を区分 し、アクセス制限している	106	16.3%	19	9.7%	31	14.8%	24	20.3%	28	28.3%
その他	12	1.8%	4	2.0%	3	1.4%	1	0.8%	4	4.0%
未記入	14	2.2%	9	4.6%	3	1.4%	0	0.0%	2	2.0%
	649		196		210		118		99	



<設問8:技術の権利化に関する判断方法>

特許等として出願して権利化する技術と、公にしない技術(社内に留めておく技術)を区分けする際の判断について、該当する項目を選択してください。【択一】

	回答数	%
経営者(社長)が自ら判断している	183	28. 2%
社内会議等を通じ、複数人で の話合いにより判断している	216	33. 3%
弁理士等の外部の専門家の意 見を聞いて判断している	62	9.6%
どのように判断するかは決め ていない(都度判断)	146	22. 5%
その他	15	2.3%
未記入	27	4. 2%
合 計	649	100.0%



 $[\boxtimes \Pi - 2 - 4]$

【その他記入内容】

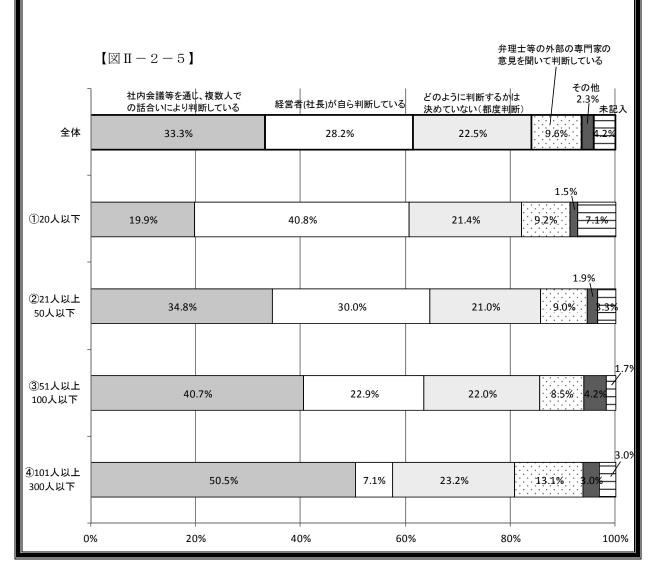
- ・特許出願は行わない方針
- ・ 社内会議を通じて出た結論を社長が判断 等

参考事例:外部専門家(弁理士)を交えての検討会を定期的に開催

A社では、10数年前に同業他社から特許権侵害の警告を受けたことがきっかけで、知的財産の保護・権利化に積極的に取り組んでいる。外部専門家の活用もそのひとつで、1、2か月に1回、弁理士を交え、本社と工場をテレビ会議システムで繋ぎ、申請する特許等の知的財産権の見極めや知的財産をどう生かすかについての検討を行っている。 (自動車関連部品製造業 従業員300名)

参考:技術の権利化に関する判断方法(従業員規模別)

	全体		①20人以下		②21人以上 50人以下		③51人以上 100人以下		④101人以上 300人以下	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
社内会議等を通じ、複数人での 話合いにより判断している	216	33.3%	39	19.9%	73	34.8%	48	40.7%	50	50.5%
経営者(社長)が自ら判断している	183	28.2%	80	40.8%	63	30.0%	27	22.9%	7	7.1%
どのように判断するかは決めて いない(都度判断)	146	22.5%	42	21.4%	44	21.0%	26	22.0%	23	23.2%
弁理士等の外部の専門家の意 見を聞いて判断している	62	9.6%	18	9.2%	19	9.0%	10	8.5%	13	13.1%
その他	15	2.3%	3	1.5%	4	1.9%	5	4.2%	3	3.0%
未記入	27	4.2%	14	7.1%	7	3.3%	2	1.7%	3	3.0%
	649		196		210		118		99	

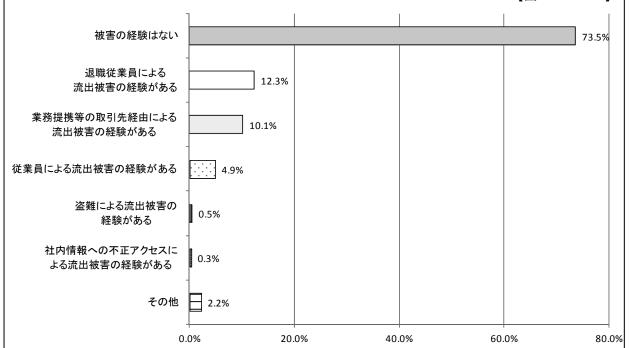


<設問9:技術・営業情報の流出被害の状況>

自社の技術や営業情報等の流出被害について、該当する項目を選択ください。【複数選択】 N=634

	回答数	%
被害の経験はない	466	73. 5%
退職従業員による流出被害の経験がある	78	12. 3%
業務提携等の取引先経由による流出被害の経験がある	64	10. 1%
従業員による流出被害の経験がある	31	4. 9%
盗難による流出被害の経験がある	3	0.5%
社内情報への不正アクセスによる流出被害の経験がある	2	0.3%
その他	14	2.2%
	634	

【図II - 2 - 6】



【その他記入内容】

- ・展示会への出展により流出被害にあった
- ・特許出願したが、審査請求で権利化しなかったことにより流出(模倣)された 等

3. 知的財産の経営への活用状況

<調査結果>

- 〇知的財産の経営への活用は、知的財産を経営に「活用できている」とする企業が全体の60%となった【図II-3-1】
- ○知的財産の経営への貢献には、新製品の開発(54%)、既存技術の改良(43%)と製品や技術への貢献を回答する企業が多いが、新規顧客の開拓(34%)、新分野への参入(23%)と製品、技術面以外への貢献をあげる企業も一定数ある【図Ⅱ-3-2】

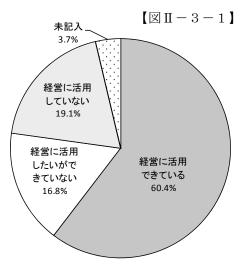
<考察および支援の方向性>

- ○中小企業の知的財産の経営への活用は全体の約6割に止まっており、決して高いと は言えない
- ○知的財産の経営への活用を促進するため、ものづくりや自社ブランド構築には知的 財産の戦略的な活用が重要であることを、事例等を通じて、一層の普及啓発を図る ことが急務

<設問10:知的財産(知的財産権およびノウハウ等)の経営への活用状況>

特許や商標、特許化しない技術、ノウハウ等の経営への活用について、該当する項目を 選択してください。【択一】

	回答数	%
経営に活用できている	392	60.4%
経営に活用したいができていない	109	16. 8%
経営に活用していない	124	19. 1%
未記入	24	3. 7%
合 計	649	100.0%



<設問11:知的財産の経営への貢献> 特許や商標、特許化しない技術・ノウハウ等の経営への貢献について、該当する項目を 選択してください。【複数選択】 $[\boxtimes II - 3 - 2]$ N = 612新製品の開発 54.4% 回答数 % 既存製品の価値向上 45.1% 新製品の開発 54.4% 334 既存製品の価値向上 277 45.1% 既存技術の改良 43.3% 既存技術の改良 43.3% 266 新規顧客の獲得 新規顧客の獲得 209 34.0% 34 0% 新技術の開発 29.6% 182 新分野への参入 23.8% 146 売上の大幅な増加 69 11.2% 新分野への参入 23.8% 特になし 82 13.4% 売上の大幅な増加 11.2% 612 特になし 13.4%

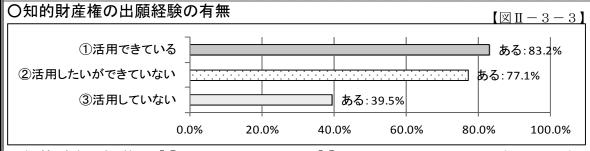
0.0%

20.0%

40.0%

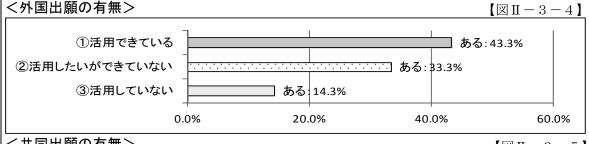
60.0%

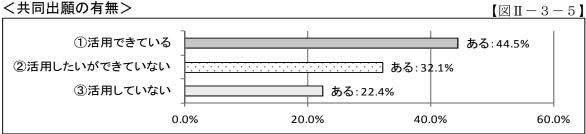




知的財産を経営に「①活用できている」、「②活用したいができていない」とする企業とも出願経験のある企業は多い。一方、「③活用していない」とする企業では、①、②の半数程度に止まっている。

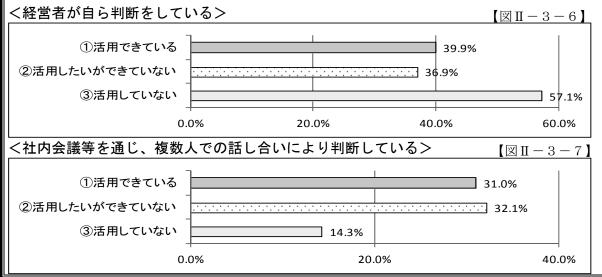
〇外国出願・共同出願経験の有無





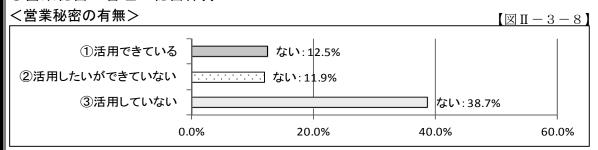
知的財産を経営に「①活用できている」、「②活用したいができていない」とする企業と比べ、「③活用していない」とする企業は、外国出願経験のある企業が少ない。 また、共同出願も同様の傾向となった。

○審査請求の要否・権利維持費用の支出に係る判断方法



知的財産を経営に「①活用できている」、「②活用したいができていない」とする企業と比べ、「③活用していない」とする企業は、経営者が自ら判断する傾向が強く、 社内会議等を通じ、複数人での話し合いにより判断する等の体制は整っていない。

〇営業秘密の管理・秘密保持



知的財産を経営に「①活用できている」、「②経営に活用したいができていない」とする企業と比べ、「③活用していない」とする企業は社内に営業秘密はないとする回答が多い。

■ ない:27.7%

<秘密保持に関する規定の有無>

①活用できている



②活用したいができていない
③活用していない

0.0%

20.0%

40.0%

20.0%

40.0%

40.0%

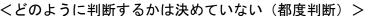
40.0%

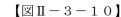
40.0%

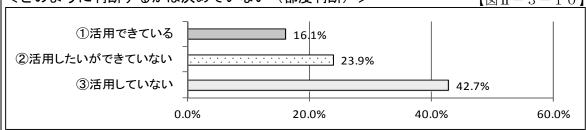
40.0%

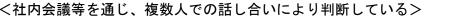
知的財産を経営に「①活用できている」、「②活用したいができていない」とする企業と比べ、「③活用していない」とする企業では、秘密保持に関する規定の整備が遅れている。

○技術の権利化に関する判断方法

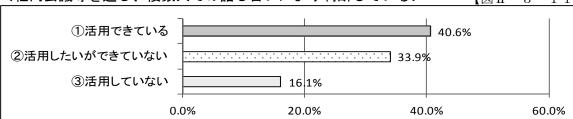




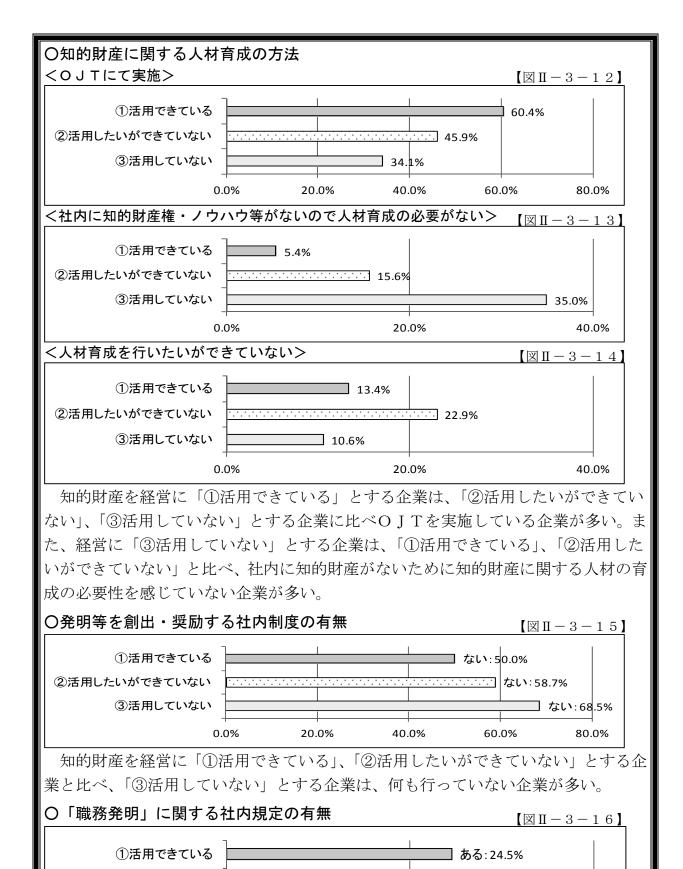








知的財産を経営に「①活用できている」、「②活用したいができていない」とする企業と比べ、「③活用していない」とする企業は、どのように判断するか決めていない企業が多い。



····· ある: 14.7%

20.0%

40.0%

_____ ある:7.3%

②活用したいができていない

③活用していない

0.0%

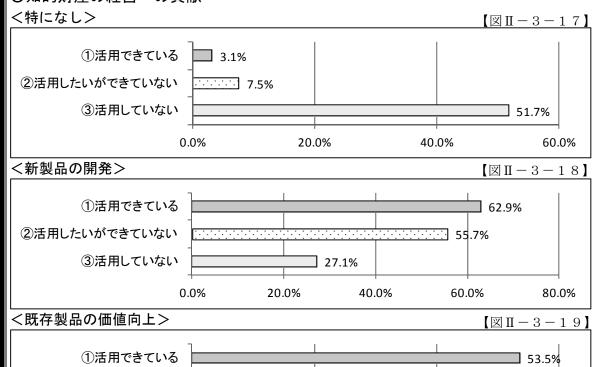
知的財産を経営に「①活用できている」とする企業は、「②活用したいができていない」、「③活用していない」とする企業に比べ、「職務発明」に関する社内規定を整備している企業が多い。

○知的財産の経営への貢献

②活用したいができていない 【

③活用していない

0.0%



知的財産を経営に「①活用できている」、「②活用したいができていない」とする企業と比べ、「③活用していない」とする企業は、知的財産の経営への貢献を実感していない企業が多い。

20.0%

42.5%

40.0%

60.0%

20.3%

また、経営に「①活用できている」とする企業と「②活用したいができていない」とする企業を比較すると、『新製品の開発』、『既存製品の価値向上』において差が生じている。

4. 人材育成・社内制度の現状

(1)人材育成

<調査結果>

- 〇知的財産の保護・活用をする社内人材の育成は、「O J T (On The Job training: 社内の上司・先輩等による教育)にて実施」が最も多く、全体の半数以上を占めている。しかし、ヒアリング等の調査によるとO J T が機能していないと感じている企業は多い【図II-4-1】
- ○「外部のセミナー等を活用」は全体の3割超となった【図II-4-1】
- ○弁理士・大手企業のOB等の外部専門家の活用や資格・検定制度等の活用について は全体の1割に満たない【図Ⅱ-4-1】
- ○人材育成を行いたいができないとの回答が全体の1.4%となった。理由としては、「社内に教育を行う人材が不足している」、「コスト負担が大きい」、「時間的制約」等をあげている【図II-4-1】

<考察および支援の方向性>

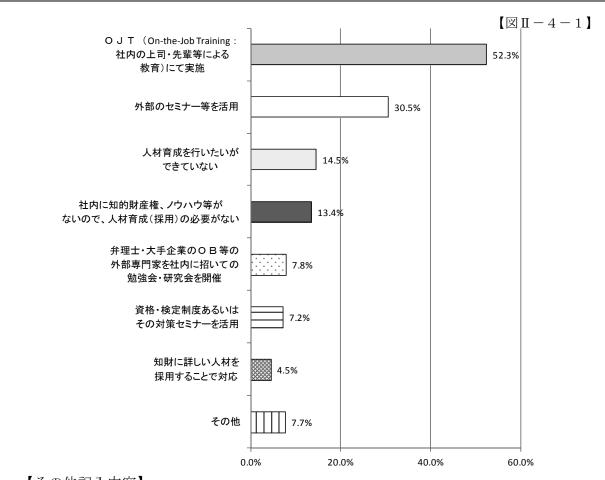
○経営資源に制約のある中小企業においては、内部での人材育成には限界があり、外部人材を有効に活用すべき。中小企業が弁理士を活用した場合の弁理士費用の税額 控除や大手企業OB等とのマッチング機能の強化等、外部専門家等の活用に係る公的支援策の拡充が必要

<設問12:知的財産に関する人材育成の方法>

社内の特許・商標等の知的財産権や公にしない技術(社内に留める技術)・ノウハウ等の保護、活用をする人材の育成について、該当する項目を選択してください。【複数選択】

N = 627

	回答数	%
OJT(On-the-Job Training: 社内の上司・先輩 等による教育)にて実施	328	52. 3%
外部のセミナー等を活用	191	30. 5%
人材育成を行いたいができていない	91	14. 5%
社内に知的財産権、ノウハウ等がないので、人材 育成(採用)の必要がない	84	13. 4%
弁理士・大手企業のOB等の外部専門家を社内に 招いての勉強会・研究会を開催	49	7.8%
資格・検定制度あるいはその対策セミナーを活用	45	7. 2%
知財に詳しい人材を採用することで対応	28	4. 5%
その他	48	7. 7%
	627	



【その他記入内容】

- ・親会社による教育を活用している
- ・社員の自己啓発に任せている 等

【人材育成ができない理由(自由記入)】

- ・社内に教育を行う人材が不足している(OJTができない)
- ・コスト負担が大きい
- 時間的制約
- ・社内の知財の重要性が低いため、知財に関する人材を置く必要性がない
- ・他に優先課題が高いことがあるため
- ・弁護士と顧問契約をしており社内人材育成は不要
- ・教育を受ける適任者の不足
- ・親会社の部署を活用するため人材育成の必要がない
- ・育成方法がわからない等

参考事例:社内勉強会・技術顧問の活用

B社では、人材育成の一環として月1回、経営幹部と開発部門が参加する勉強会を 開催。勉強会では、研究開発に関する進捗報告や意見交換、特許等の出願の是非について検討している。また、技術顧問を務める大学の先生による研修を行うなど、社内 だけでなく、社外の人材を活用した人材育成に取り組んでいる。

(金属製造・加工業 従業員30人)

参考事例:実験、試作による実践・海外展示会等の活用

C社では、「アイデアをまず形にする」ことを大切にしており、実験、試作を重視。 実際に実験、試作をすることで様々なことを学ぶことができ、社員の人材育成に繋がっている。また、海外の展示会にも積極的に社員を派遣し、情報収集とともに来場者の反応を肌で感じてもらうなど、学習機会を提供している。さらに、ここ数年は、大学や研究機関との共同研究、あるいは外部の機関や講師を招いての研修にも注力。新しい技術の習得、情報収集、そして発想を柔軟にすること等を目的に、外部から新しい風を入れ、多角的な視点で技術と人材に磨きをかけている。

(精密測量機器製造業 従業員123名)

参考事例: OJTで工夫している点

○年間の知財スキルの達成目標を設定している

(加工機械製造業)

○技術部門で関連技術の特許調査を実施し、毎月報告書を作成している

(ラベル機器製造業)

○日常業務において知財面で留意することをマニュアル化して共有している

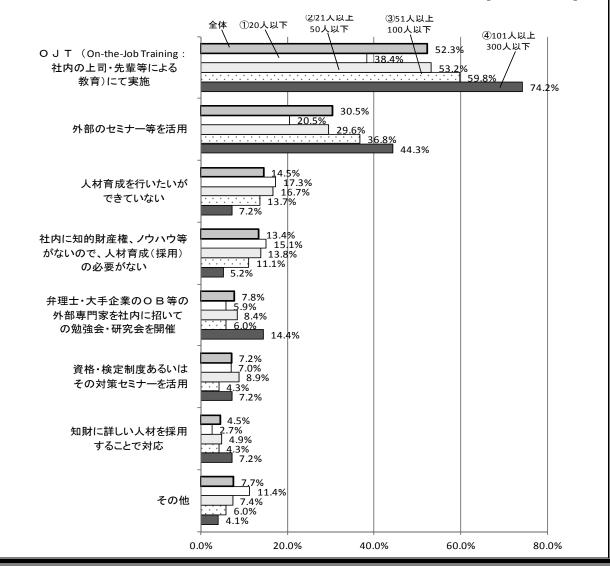
(粉体機器製造業)

- ○開発会議で知財に関する議題を必須とし、開発段階で常に知財を意識させるように している (建築金物製造業)
- ○指導が的確にできるように社内の知財権の申請・維持・侵害対応等の状況の一覧を 作成している (菓子製造業)

参考:知的財産に関する人材育成の方法(従業員規模別)

	全	体	120	人以下	②21ノ 50人		③51人 100人		④101. 300人	人以上 、以下
<複数選択>	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
OJT(On-the-Job Training: 社内の上司・先輩等による 教育)にて実施	328	52.3%	71	38.4%	108	53.2%	70	59.8%	72	74.2%
外部のセミナー等を活用	191	30.5%	38	20.5%	60	29.6%	43	36.8%	43	44.3%
人材育成を行いたいが できていない	91	14.5%	32	17.3%	34	16.7%	16	13.7%	7	7.2%
社内に知的財産権、ノウハウ等 がないので、人材育成(採用) の必要がない	84	13.4%	28	15.1%	28	13.8%	13	11.1%	5	5.2%
弁理士・大手企業のOB等の 外部専門家を社内に招いて の勉強会・研究会を開催	49	7.8%	11	5.9%	17	8.4%	7	6.0%	14	14.4%
資格・検定制度あるいは その対策セミナーを活用	45	7.2%	13	7.0%	18	8.9%	5	4.3%	7	7.2%
知財に詳しい人材を採用 することで対応	28	4.5%	5	2.7%	10	4.9%	5	4.3%	7	7.2%
その他	48	7.7%	21	11.4%	15	7.4%	7	6.0%	4	4.1%
	627		185		203		117		97	





(2) 社内制度

<調査結果>

- ○知的財産の創出を促進するために、「発明等を創出・奨励する制度」を社内に設けている企業は全体の約4割で、「社内提案制度(提案に対する奨励金の支給等)を設けている」(34%)が最も多い。しかし、全体の半数以上の企業が「何も行っていない」と回答しており、知的財産に関連する中小企業の社内制度の整備は、まだ少ない状況【図Ⅱ-4-3】
- ○職務発明*に関する社内規定を整備している企業は全体の約2割と少ない 【図Ⅱ-4-4】
- ※従業員が会社の職務で行った発明は会社に帰属する旨の規定、職務発明をした従業員に対する 対価の規定

<考察および支援の方向性>

- ○発明による特許等の知的財産を持続的に創出することが企業の競争力強化に繋がることから、従業員の発明を促すような社内制度の整備を促進すべき
- ○企業と従業員間の発明の対価に関する訴訟が頻発するなど、従業員の職務発明に関する意識も高くなりつつある。リスク回避の観点から、職務発明規定の整備は急務である。特許庁のホームページ上に職発明規定の例(雛型)が掲載されており、導入にあたっては参考とすべき

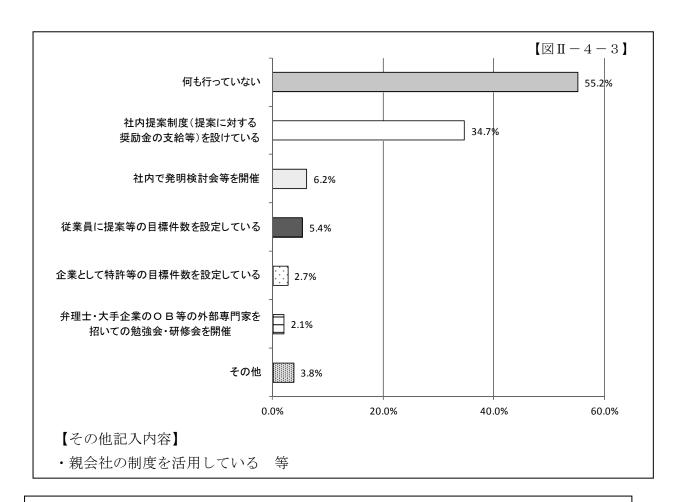
<設問13:発明等を創出・奨励する社内制度>

発明等を創出・奨励する社内制度について、該当する項目を選択してください。

【複数選択】

N = 629

	回答数	%
何も行っていない	347	55. 2%
社内提案制度(提案に対する奨 励金の支給等)を設けている	218	34. 7%
社内で発明検討会等を開催	39	6. 2%
従業員に提案等の目標件数を設 定している	34	5.4%
企業として特許等の目標件数を 設定している	17	2.7%
弁理士・大手企業のOB等の外 部専門家を招いての勉強会・研 修会を開催	13	2. 1%
その他	24	3.8%
	629	



参考事例:開発担当者のイニシャルを製品に

従業員のモチベーションアップによる発明推進

D社では、従前から社内で特許取得を推進しており、年間4~5件のペースで新規の特許権の申請をしている。社員の発明を推進するため、製品名に開発を担当した従業員のイニシャルを入れる制度を創設。従業員の開発に対するモチベーションアップを図っている。 (ケミカルポンプ製造業 従業員68名)

参考事例:従業員の発想力を育む社内制度を整備

E社では、開発部門に「一人一件は新商品の開発をする」として、毎年テーマが与えられている。また、開発、営業の職種にかかわらず、年に4回、「オリエンテーションシート」という、新商品や業務改善などに対する提案が義務付けられており、社員の発想を引き出すための仕組みが整備されている。

ほかにも営業が開発をサポートするワーキンググループがあり、営業の持つ顧客目線や、価格感覚を生かした商品開発を行っている。いろいろな角度から物を見ることで、他社と差別化を図るアイデア生み出し、商品開発に繋げている。

(エンジニアリング装置製造業 従業員90名)

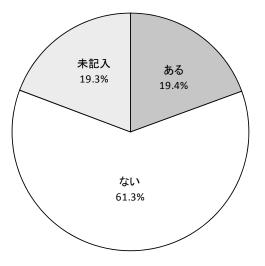
<設問14:「職務発明」に関する社内規定の有無>

「職務発明※」に関する社内規定を設けていますか。【択一】

※従業員が会社の職務で行った発明は会社に帰属する旨の規定、職務発明をした従業員に対する対価の規定

 $[\boxtimes II - 4 - 4]$

	回答数	%
ある	126	19.4%
ない	398	61.3%
未記入	125	19.3%
合 計	649	100.0%



参考:新職務発明制度における手続事例集(特許庁ホームページ)

新職務発明制度における手続事例集は、特許庁がこれまでに新職務発明制度の考え 方を様々な場において説明した際に出された疑問、質問や、産業界、労働界、大学等 から収集した手続事例等を参考に、特許制度小委員会の有識者の意見を聴きながら、 Q&A形式でまとめたもの。(平成16年9月)

※巻末の参考に『規程・契約書例』を掲載

各種事例は以下の特許庁ホームページよりダウンロード可能

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/sinshokumu_hatumi.htm

参考:「職務発明」に関する社内規定の有無(従業員規模別)

0%

20%

											F	
	全		全		全体 ①20人以下		②21人以上 50人以下		③51人以上 100人以下			
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
ある		126	19.4%	17	8.7%		14.3%	36	30.5%			
ない		398	61.3%	123	62.8%		69.5%		51.7%			
未記入		125 649	19.3%	56 196	28.6%	34 210	16.2%	21 118	17.8%	99		
	 ある	0 10		1301	1	ない	ı	1101	【図	Ⅱ — 4 — 未記入	- 5]	
全体	19.4	%			1	61.3%				19.3%		
-												
①20人以下	8.7%			62	2.8%				2	28.6%		
②21人以上	14.3%				6	9.5%				16.2	%	
50人以下	14.370					3.370				10.2		
③51人以上 100人以下		30.5%				51.7	7%			17.89	%	
- ④101人以上												
300人以下		42	2.4%				4:	9.5%			8.1%	

40%

60%

80%

100%

5. 模倣品被害の現状

<調査結果>

- ○模倣品被害について、全体の約3割の企業に被害の経験がある。被害にあった企業は、「海外で被害」が16%、「国内で被害」が20%となった【図II-5-2】
- ○国別(日本を除く)の被害の状況**を見ると、中国が最も多く、次いで韓国、台湾となった。東アジア諸国で被害にあっている企業が多い【図Ⅱ-5-3】
- ○模倣品被害への対応**は、「調査を実施、警告はするが訴訟は行わない」(33%)が最も多く、次いで「調査を実施するが、警告、訴訟は行わない」(22%)、「何も行わない」(21%)となり、訴訟まで行うとの回答は全体の13%に止まった【図II-5-4】
- ○模倣品被害に対応しない理由***は、「コスト負担が大きいため」(58%)、「人的負担が大きいため」(31%)、「知識が不足している」(11%)といったリソース不足をあげる中小企業が多いが、「警告、訴訟等を行っても侵害がなくならいため」と模倣品被害への対応そのものを諦めている企業も4割に上る【図II-5-5】
- ※「海外で被害」にあった企業を対象に調査
- ※※模倣品被害への対応で、訴訟までの対応を行なわない企業を対象に調査

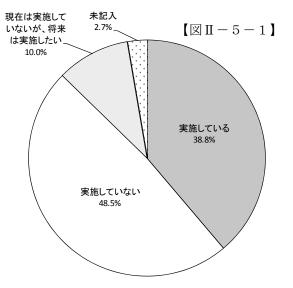
<考察および支援の方向性>

- ○模倣品被害に関しては、民間企業の力だけでは対応に限界がある。米国などの 施策*を参考に対策を強化すべき
- ○在外公館等による侵害相手国への働きかけ強化や民間交渉の場への同席など、国と しての強力な対応を図るべき
- ※スペシャル301条手続き(38頁を参照)

<設問15:国際展開の実施の有無>

国際展開(輸出入、業務提携、海外生産・販売等)について、該当する項目を選択してください。【複数選択】 現在は実施して 未記入

	回答数	%
実施している	252	38.8%
実施していない	315	48.5%
現在は実施していない	65	10 00/
が、将来は実施したい	00	10.0%
未記入	17	2.7%
合 計	649	100.0%



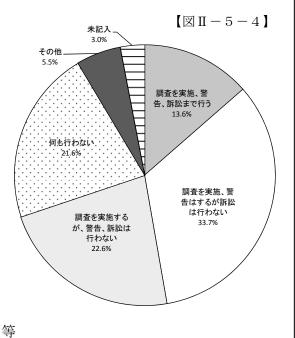
<設問16:模倣品被害の有無> 自社製品の模倣品被害について、該当する項目を選択してください。【複数選択】 【図II - 5 - 2】 N = 621海外で被害 16.2% 回答数 % 海外で被害 100 16.2% 国内で被害 129 20.8% 国内で被害 20.8% 68.2% 被害はない 422 621 被害はない 68.2% 【国別模倣品被害の状況】 20.0% 40.0% 60.0% N=100 複数回答 【図Ⅱ-5-3】80.0% % 回答数 70.0% 中国 70 70.0% 60.0% 韓国 25 25.0% 台湾 15 15.0% 40.0% 25.0% 米国·欧州 7 7.0% 20.0% 15.0% 12.0% 他 12 12.0% 7.0% 100 0.0% 中国 韓国 米国·欧州 その他

<設問17:模倣品被害への対応方法>

模倣品被害にあった際の対応・方針について、該当する項目を選択してください。【択一】 ※模倣被害にあった企業(199)が調査対象

N = 199

	回答数	%
調査を実施、警告、訴訟まで 行う	27	13.6%
調査を実施、警告はするが訴 訟は行わない	67	33. 7%
調査を実施するが、警告、訴 訟は行わない	45	22.6%
何も行わない	43	21.6%
その他	11	5. 5%
未記入	6	3.0%
合 計	199	100.0%



【その他記入内容】

・都度判断している(決まった方針はない)

<設問18:模倣品被害への対応を行わない理由>

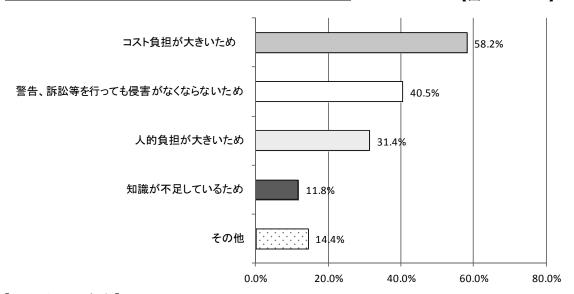
模倣品被害にあった際の対応・方針について、訴訟まで行わない理由について、該当する項目を選択してください。【複数選択】

※模倣品への被害対応で訴訟まで行わない企業 (153) が調査対象

N = 153

	回答数	%	
コスト負担が大きいため	89	58. 2%	
警告、訴訟等を行っても侵害が	62	40. 5%	
なくならないため	02	40. 5/0	
人的負担が大きいため	48	31.4%	
知識が不足しているため	18	11.8%	
その他	22	14. 4%	
	153		

【図II - 5 - 5】



【その他記入内容】

- ・警告のみで解決する事が多いため
- ・実被害が拡大しなかったから
- ・費用対効果を考えて都度判断しているため
- ・ある程度の模倣は想定しなければ、輸出は不可能と考えている
- ・侵害している企業が当社の客先なので何も言えない
- ・官庁納入品のため
- ・実態として損害がないため 等

参考:スペシャル301条手続き(米国)

(1988年に包括通商・競争力法の成立によって改正された1974年米国通商法182条)

知的財産分野の不公平慣行を包括的に調べて対抗措置をとるための仕組み。米国通商代表部(USTR)は知的財産権に関して適切かつ効果的にその保護を認めない国、知的財産権に依存する人々に公平で公正な市場アクセスを認めない国々を4分類:「優先国」、「優先監視国」、「監視国」、「306条監視国」に特定・対抗措置をとる。(民間、米国大使館、貿易相手国、外国貿易障壁報告書から情報を収集)

- ○優先国・・・・・・誠意ある交渉を怠っている国、あるいは適切で効果的な知的 財産権保護を提供するための二国間・多国間協議後にも大き な進展を見せなかった国で、制裁対象となる可能性がある
- ○優先監視・監視国・・対象国の市場において、知的財産権保護、エンフォースメントに関して特別な問題が存在している国
- **○306条監視国・・・**優先国に指定されていたが、誠意ある交渉に入るか、もしく は進展を見せている国

(出典:平成17年:欧米等の模倣品対策に関する政策効果の研究(特許庁))

参考事例:知的財産権の侵害には徹底的に対応

F社では、模倣品による特許等の知的財産権の侵害行為に対して徹底的に対応をしている。具体的には写真や内容証明等による警告、所属している事業組合を通じての直接交渉、それでも応じない相手には訴訟に持ち込む。競合他社よりもビジネスを優位に進めるためには、権利化した知的財産は絶対に守らなければ意味がないとの考えから毅然とした態度を貫いている。 (食品加工機械製造業 従業員70名)

6. 知的財産関連施策の活用状況

(1) 国際展開における知的財産に関連する課題について

<調査結果>

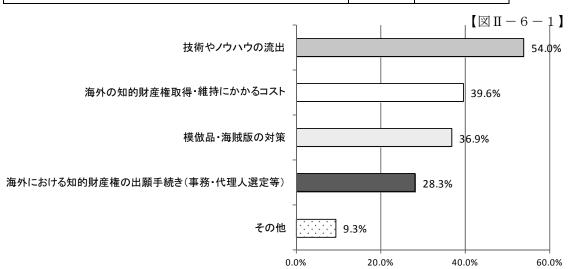
○国際展開(輸出入・業務提携・海外生産・販売等)において、知的財産に関連する課題は、「技術やノウハウの流出」(54%)が最も多く、次いで「海外の知的財産権の取得・維持にかかるコスト」(39%)、「模倣品・海賊版対策」(36%)となった【図Ⅱ-6-1】

<設問19:国際展開における知的財産に関連する課題>

国際展開における知的財産に関連する課題、問題は何ですか。該当する項目を選択してください。(今後、国際展開をするうえでの課題等も含む)【複数選択】

N = 591

	回答数	%
技術やノウハウの流出	319	54.0%
海外の知的財産権取得・維持にかかるコスト	234	39.6%
模倣品・海賊版の対策	218	36. 9%
海外における知的財産権の出願手続き(事務・代理人選定等)	167	28. 3%
その他	55	9.3%
	591	



【その他記入内容】

- ・権利化までの時間が長い
- ・各種手続き認証費用が高額
- ・実際に被害がおきた際に適切な対策ができるかが課題
- ・模倣品発生国の知財に対する理解やモラルを日本等先進諸国並みに高めること 等

(2) 各種制度の利用

<調査結果>

【択一】

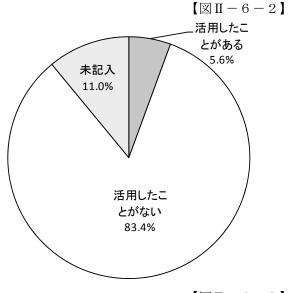
○国、都、区等で実施している「特許料金の減免制度」、「審査請求料の軽減」、「国内 出願の助成」、「早期審査制度」、「外国出願の助成」、「侵害調査の助成」のそれぞれ の施策について、「活用したことがある」企業は少なく、十分に活用されていない 【図Ⅱ-6-2~7】

<設問20:各種制度の活用の有無>

「特許料金の減免制度」、「審査請求料の軽減」、「国内出願の助成」、「早期審査制度」、「外国出願の助成」、「侵害調査の助成」の活用について、該当する項目を選択してください。

【特許料金の減免制度】

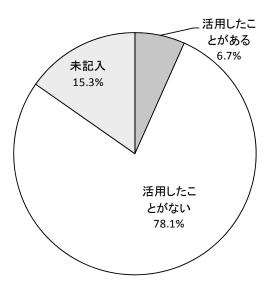
	回答数	%
活用したことがある	26	5.6%
活用したことがない	388	83.4%
未記入	51	11.0%
合 計	465	100.0%



 $[\boxtimes II - 6 - 3]$

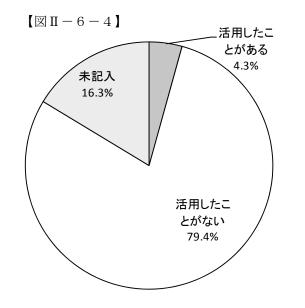
【審査請求料の軽減制度】

	回答数	%
活用したことがある	31	6. 7%
活用したことがない	363	78. 1%
未記入	71	15. 2%
合 計	465	100.0%



【国内出願の助成制度】

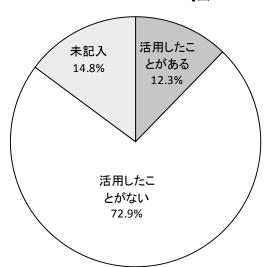
	回答数	%
活用したことがある	20	4.3%
活用したことがない	369	79. 4%
未記入	76	16. 3%
合 計	465	100.0%



【図II - 6 - 5】

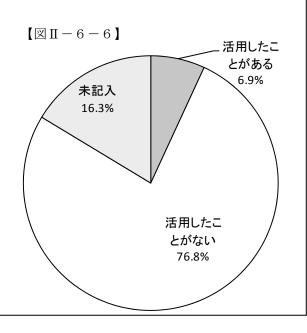
【早期審査制度】

	回答数	%
活用したことがある	57	12. 3%
活用したことがない	339	72. 9%
未記入	69	14.8%
合 計	465	100.0%



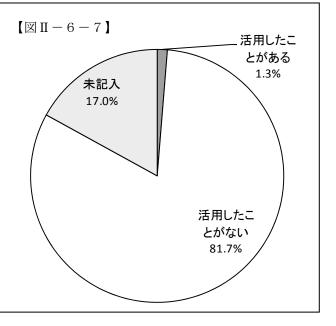
【外国出願の助成制度】

	回答数	%
活用したことがある	32	6.9%
活用したことがない	357	76.8%
未記入	76	16. 3%
合 計	465	100.0%



【侵害調査の助成制度】

	回答数	%
活用したことがある	6	1.3%
活用したことがない	380	81. 7%
未記入	79	17.0%
合 計	465	100.0%



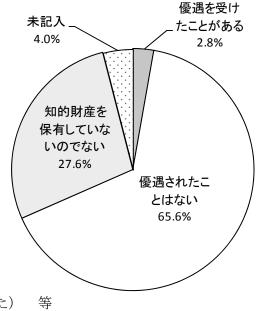
(3) 金融機関からの融資における優遇

<調査結果>

〇自社が保有する知的財産により、金融機関からの融資で「優遇を受けたことがある」 企業は2%と少ない。優遇内容については、「金利の低減」や「企業としての信用 (融資が受けやすくなった)」等【図II-6-8】

<設問21:金融機関からの融資における優遇の有無>

	回答数	%
優遇を受けたことがある	18	2.8%
優遇を受けたことがない	426	65.6%
知的財産を保有していな いのでない	179	27.6%
未記入	26	4.0%
合 計	649	100.0%



【優遇内容(自由記入)】

- ・ 金利の低減 (特別利率の低減)
- ・企業としての信用(融資が受けやすくなった)

(4) 期待する公的支援策について

<調査結果>

〇今後、拡充を期待する公的支援に関しては、「出願・維持費への助成(国内)」 (65%) が最も高く、次いで、「弁理士費用の助成」(38%) となった 【図 Π -6-9】

<考察および支援の方向性>

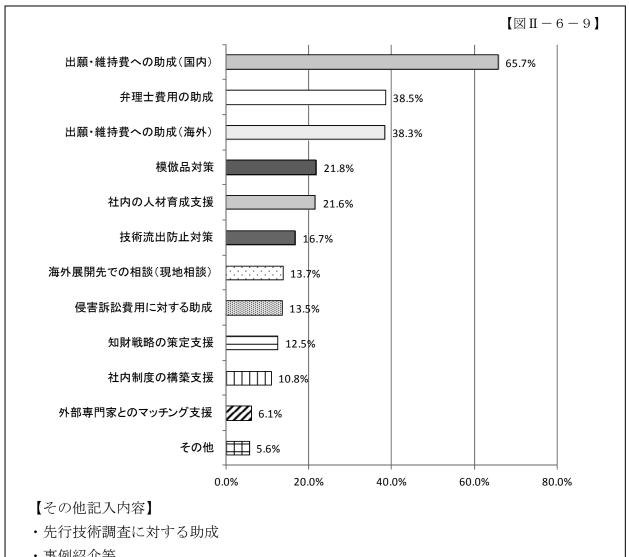
- ○現行の「特許料金の減免制度」や「審査請求料の軽減」等の主にコスト面の助成を利用している企業は少ない(「6.(2)各種制度の利用」参照)。しかし、「今後、拡充を期待する公的支援」として、出願、弁理士費用等の助成を望む声は多い。ヒアリングでの追加調査によると利用していない理由として「手続きが煩雑である」、「条件と合致せず利用できない」等が上げられており、制度の改善を図るべき
- ○特許料等の減免制度に関しては、米国の「スモールエンティティ制度」をみると、中小企業であれば誰でも利用できる制度であり、わが国のように課税の有無や創業からの事業年数での制限はない。また、手続きも容易であり、中小企業にとって非常に利用しやすい制度となっている。他国の制度を参考に要件の緩和や減免措置内容の拡充、減免期間の延長、手続の簡素化をすべき
- ○人材育成や技術流出防止対策、模倣品対策についても一定の期待がある。中小企業 のニーズを把握し、利用しやすい制度を構築すべき

<設問22:今後、拡充を希望する知的財産に関する公的支援>

今後、知的財産に関する公的支援について、拡充を希望する項目を選択してください。

【複数選択】 N=592

	回答数	%
出願・維持費への助成(国内)	389	65. 7%
弁理士費用の助成	228	38. 5%
出願・維持費への助成 (海外)	227	38. 3%
模倣品対策	129	21.8%
社内の人材育成支援	128	21.6%
技術流出防止対策	99	16. 7%
海外展開先での相談 (現地相談)	81	13. 7%
侵害訴訟費用に対する助成	80	13.5%
知財戦略の策定支援	74	12.5%
社内制度の構築支援	64	10.8%
外部専門家とのマッチング支援	36	6. 1%
その他	33	5.6%
	592	



- 事例紹介等
- 等 • 各種規制緩和

参考:スモールエンティティ制度・マイクロエンティティ制度(米国)

(米国特許法第41条(h)(1)·米国特許法第123条)

スモールエンティティ(小規模事業体)は50%、マイクロエンティティ(極小規模事業体)は75%の特許料等を減額する制度

〇スモールエンティティ制度

- (1)減額対象となる小規模事業体(いずれも所在国を問わない)
 - · 小企業(従業員500人以下)
 - 自然人
 - ・非営利団体 (大学等を含む)

但し、以下の場合を除く。

- ・小規模事業体以外の者に対し、譲渡や実施許諾をしている場合や、その合意等が ある場合
- ・共有者に小規模事業体でない者が含まれる場合
- (2) 減額の対象料金

出願料、請求項料金、設定登録料(特許発行料)、特許料(権利維持料)等

(3)減額の規模

各料金につき、50%軽減。 ※1982年に導入

〇マイクロエンティティ制度

- (1) 小規模事業体のうち、以下を満たす者が減額対象
 - ・過去の米国出願で発明者となっている件数が4件を超えない
 - ・世帯収入が米国の年間平均世帯収入の3倍(\$150,000)を超えない
 - ・米国の年間平均世帯収入の3倍を超える収入のある団体へ譲渡をしていない、 あるいはする予定がない
- (2)減額の対象料金

出願料、請求項料金、設定登録料(特許発行料)、特許料(権利維持料)等

(3) 減額の規模

各料金につき、75%軽減

※特許改革法(リーヒ・スミス米国発明法)の成立に伴い、2011年9月に導入

(出典:第17回 知的財産政策部会資料(特許庁))

<	(日本と米[国の減免制度の比較>	
		日本(特許庁)	米国
		1. 法人を対象とした軽減措置	1. スモールエンティティ制度
		<対象及び条件>	<対象及び条件>
		・中小企業要件を満たすこと	・小企業(従業員500人以下)。但し、
		・法人税が課されていない(赤字の中	小規模事業体以外の者に対し、譲渡や
		小企業等)または、設立後10年を	実施許諾をしている場合や、その合意
		経過していないこと	等がある場合、および共有者に小規模
		・他の法人に支配されていないこと	事業体でない者が含まれる場合
		2. 研究開発型中小企業を対象とした	2. マイクロエンティティ制度
		<u>軽減措置</u>	<対象及び条件>
	制度	<対象及び条件>	・小規模事業体のうち、①過去の米国出
		・中小企業要件を満たすこと	願で発明者となっている件数が4件
		•研究開発要件(試験研究費等比率3%	を超えない、②世帯収入が米国の年間
		超、または中小企業の新たな事業活	平均世帯収入の3倍(15万\$)を超
		動の促進に関する法律等に関連した	えない、③米国の年間平均世帯収入の
		出願であること)を満たすこと	3倍を超える収入のある団体へ譲渡
			をしていないあるいはする予定がな
			いこと
			なし
		以下の料金の50%を減額	以下の料金を減額
		審査請求料	・出願料
		特許料金(1~10年)	・請求項料金
	減額対象		設定登録料
	料金	※特許料金が高額となる11~20年	特許料(1~20年)
		については減額対象外。20年目ま	スモールエンティティ 50%、
		での特許料金を含めた総額でみると	 マイクロエンティティ <mark>75%</mark> を減額
		1 4 %の減額に止まる	
		10,280件	151,776件
	実績	(審査請求時・特許査定時の合計)	(出願時・特許査定時の合計)
	(2008年)	※2004年の利用実績は約5,000件、制	
		※2004年の利用美額は約5,000件、制度の拡充等により利用実績は増加	
	※利用宝缍	は産業構造審議会知的財産政策部会第3	9 回転批判庁小禾昌今次料ト ロ
	冰州州夫額	は 生 未 冊 但 番 硪 云 邓 旳 Ŋ	0 四付町間及小安貝云貝付より

皿. 回答企業からのコメント

各種制度・施策に関して

- ○顧問として弁理士の先生1名と契約しているが、セカンドオピニオンを頂ける相 談機能が欲しい
- 新商品の開発にあたり、既存の特許技術に関する調査や、権利化されている技術 を回避して新しい商品開発を行うための支援(助成金、人材育成、人材紹介等) を希望
- 新製品開発で取得する知的財産権の出願費用等のための資金調達支援を希望
- 各種施策・制度の活用に関して、海外関連については J E T R O との棲み分けや 連携を図るべき
- ○休眠特許の情報が、整理された形で開示され、インターネット等で閲覧できるシ ステムがあればいい
- ○他社の知的財産の活用例を知りたい
- ○類似の申請内容が簡易に確認できると良い
- ○事例を中心とした知財戦略等のセミナーを開催して欲しい
- ○知財権が経営に貢献している事例を積極的に紹介して頂きたい
- ○知的財産権の出願申請から審査までの時間が長い
- ○先行技術調査に関する助成を復活して欲しい
- ○出願・維持費への助成を申請する場合の手続等を簡略化すべき
- ○海外出願も含めた手続の簡便化を希望
- ○外国出願する際の全般的な費用に対する助成を強く希望する
- ○海外での特許取得方法や助成金に関する情報が何処にあるのか知りたい
- 国内外出願の助成、早期審査、特許料金の減免制度の利用条件の改善および適用 拡大をすべき
- ○業務妨害的な模倣商標等の規制、訴訟費用の助成が必要
- 中小企業であれば無条件で利用できるようにすべき。創業から数年間というよう なものではユーザーニーズに合致していない
- ○各種手続きが煩雑である。手間の時間等を考えると費用対効果が悪い
- ○写真、出版物の著作権に関しての情報が欲しい

社内の人材育成・制度等に関して

- 知財に詳しい人材を育てるべく、東京都知的財産総合センターの支援を受けている。 専門的な教育で非常に勉強になっている。海外展開において知的財産の知識は必要不可欠になっていると感じている
- 特許等の知的財産に関する専門スキルのレベルアップが課題
- ○人材不足による知財関連業務の後継者がいない
- ○社内での人材育成の方法が知りたい
- ○インターネットを通じてのセミナーの開催を増やしてほしい

- 現場の従業員は、お客様や業者に求められるとノウハウまで伝えてしまう。現場 レベルまでの教育はできていない
- 自社の技術等が既に流通している製品等の知的財産に抵触するかどうかの判別が つかないケースが多いことから、類似判断基準、進歩性判断基準等について学び たい
- 発明・特許管理等の専属部門を設置したいが、余裕が無く、実現できない
- ○経営者の知的財産に対する知識・意識が少ない
- 出願するものと、ノウハウとして社内に残す技術等を区分する判断基準がないため、出願時期を逸する事がある
- ○海外での技術提携、販売提携などのノウハウがない
- ○知的財産全般を管理していく方法が分からない
- 中小企業の知財戦略の策定は難しい。防衛のため、リスク回避のため、特許単体 で出願するのではなく、周辺も含めてトータルで固めていかないと意味がない
- ○中国、韓国を意識して知財戦略を構築していくべき

コストに関して

- 弁理士費用と知的財産権の出願・維持等にコストがかかっている
- ○費用が多額になることで経営を圧迫する恐れがある
- ○知的財産権の出願・維持の費用が高く、中小企業には負担が重すぎる
- 知的財産権の維持コストが高すぎる、もっと低く抑えるべき
- ○費用の問題がなければ、商標登録や特許、実用新案、意匠登録をしたい
- ○特許等に関する費用の目安が分からない
- ○海外で出願したいと思うが、費用が高い

模倣品に関して

- ○弊社のカタログを無断で複製されている
- 当社より企業規模の大きい企業が当社製品の模造品を出すと、営業力で圧倒され、 シェアを奪われてしまう
- ○模倣品によって経営を圧迫されている
- 知的財産権は侵害の認定をすることが困難
- 現在は、模倣品の被害はないが、将来的に海外で事業展開をした際の模倣被害へ の対応を考えると不安である
- 模倣品を販売した者が「勝ち」というような状況がある。法整備を含め、しっか りと対応頂きたい
- ○中国、台湾での模倣に関して、日本企業は深追いせず文句を言わないと思われている。米国は模倣されにくい
- ○模倣品に関して、コストが問題となって深追いできていない

その他

- 危険物、小ロット等で大手や他社がやりたがらないため、知的財産の保護はあまり必要ない
- 知的財産を確保する手段として特許等を取得しても、権力の強いものには勝てな い
- ○当社はマーケットが小さい為に特に特許等の取得の必要を感じていない
- ○中小企業では、知的財産は重要視されていない
- ○契約している弁理士が、企業サイドの立場になって対応してくれない
- ○中小企業が使える営業秘密管理指針のようなものがあるべき
- 海外に人材が移動し、技術流出が起こっている。ベテラン社員を残し、技術承継 をどのようにしていくかが課題

IV. 関連施策の紹介

関連施策の紹介

※東京都知的財産総合センター、東京23区、特許庁、JETRO、発明推進協会、INP IT、東京税関、日本弁理士会のホームページ等を参考に作成しております。なお、掲載 内容は平成24年12月時点の情報です。ご利用の際はお問い合わせ先にて最新の内容を ご確認ください。

■相談窓口

支援施策		お問い合わせ	頁
東京都知的財産総合センター (知的財産に関する総合的な相談窓口)	東京都	03-3832-3656	55
知財総合支援窓口 (知的財産に関する総合的な相談窓口)	特許庁	03-6424-5081 ※上記問い合わせ先は東京窓口の 一般社団法人発明推進協会	55

■国内出願支援

支援施策		お問い合わせ	頁
産業財産権取得支援事業補助金	港区	03-3578-2111	56
知的所有権取得支援事業	台東区	03-5246-1136	56
知的所有権活用支援事業	北区	03-5390-1235	57
産業財産権取得助成	荒川区	03-3803-2311	57
知的財産権取得支援	品川区	03-5498-6333	58
知的財産権取得支援事業補助金	板橋区	03-3579-2175	58
知的財産権(特許権)取得支援	江東区	03-3647-2332	59
知的財産権取得補助金	墨田区	03-3617-4351	59
知的財産権認証取得助成金	足立区	03-3870-8400	60
知的所有権取得補助	葛飾区	03-3838-5587	60
知的財産権の出願にかかる助成金	江戸川区	03-5662-0525	61
特許出願等援助制度	日本 弁理士会	03-3519-2709	61

■外国出願支援

支援施策		お問い合わせ	頁
外国特許(意匠・商標)出願費用助成事業 (外国関連出願費用の助成)	東京都	03-3832-3656	62
地域中小企業外国出願支援事業	特許庁	03-3581-1101(代表) (内線 2107)	62

■特許料等の減免制度

支援施策		お問い合わせ	頁
特許料等の減免制度	特許庁等	63 頁のお問い合わせ	先を
(審査請求料・特許料の減免)	付計厂等	参照ください。	

■早期審査

支援施策		お問い合わせ	頁
早期審査制度	特許庁	03-3581-1101(代表) (内線 3106)	64

■先行調査

支援施策		お問い合わせ	頁
特許調査費用助成事業	東京都	03-3832-3656	64

■模倣品対策

支援施策		お問い合わせ	頁
外国侵害調査費用助成事業	東京都	03-3832-3656	65
(侵害調査に関連する費用の助成)	米水和	03-3632-3030	00
中小企業知的財産保護対策事業	JETRO	03-3582-5198	65
(侵害調査に関連する費用の助成)	JETRO	03-3362-3196	00
外国産業財産権侵害対策等支援事業	発明	03-3503-3027	66
(権利侵害・模倣品被害の相談等)	推進協会	03-3503-3027	66
模倣品対策マニュアル	特許庁	03-3581-1101(代表)	66
	1寸 āT/]	(内線 2565)	00
知的財産権の輸入差止申立制度	東京税関	03-3599-6260	66
(海外からの知財権侵害品の税関での差止)	米尔彻팅	03-3399-0200	00

■営業秘密管理

支援施策		お問い合わせ	頁
営業秘密管理指針/技術流出防止指針	経産省	03-3501-3752	67

■海外展開支援

支援施策		お問い合わせ	頁
海外知的財産プロデューサー事業 (知財スペシャリストが海外展開支援)	INPIT	03-3580-6949	67
新興国等知財情報データバンク	特許庁	03-3581-1101(代表) (内線 2156)	67

■専門家派遣・マッチング

支援施策		お問い合わせ	頁
知的財産戦略導入支援(ニッチトップ育成支援)			
(専門家が企業に訪問し「Face To Face」	東京都	03-3832-3656	68
で知的財産に関する実践的な支援を実施)			
中小企業支援 弁理士サポートプロジェクト	日本		
(弁理士チームによって、知財の創造、保護、	弁理士会	03-3519-2751	68
活用を一貫支援)	関東支部		
弁理士マッチング支援システム	東京都	≱ 7 00 0000 0050	- 60
(中小企業と弁理士のマッチング支援)		03-3832-3656	69
知財人材データベース	発明		
(大手企業の知財部 OB を中心とする知財専門	光明 推進協会	03-3502-5448	69
分野に特化した中小企業支援人材の DB)	推進励云		

■知的財産活用事例集

支援施策		お問い合わせ	頁
知財経営モデル (知財の創造・保護・活用事例集)	東京商工会議所	03-3283-7638	69
がんばろう日本! 知的財産権活用企業事例集	特許庁	03-3581-1101(代表) (内線 2144)	69

■相談窓口

○東京都知的財産総合センター(東京都)http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/

知的財産(特許・意匠・商標・著作権等)に関する相談に、専門知識と経験を有する専門家が中小企業の皆さまの抱える問題点を整理し、実践的・総合的にアドバイスします。

<お問い合わせ先>

住所:〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1F

JR 線・つくばエクスプレス秋葉原駅・ 地下鉄日比谷線秋葉原駅 共に徒歩10分

TEL: 03-3832-3656 / FAX: 03-3832-3659

E-mail: chizai@tokyo-kosha.or.jp

参考:相談件数

平成23年度:5,310件、平成22年度:4,952件、平成21年度:4,245件

〇知財総合支援窓口(特許庁)http://chizai-portal.jp/index.html

中小企業が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する 悩みや相談を支援担当者が一元的に受け付け。ヒアリングにより経営課題を把握し、 その課題に対応した知的財産活動を提案します。(※全国47都道府県毎に設置)

<支援内容>

- ・知的財産権制度の説明
- ・知的財産に関する各種支援施策の紹介・説明
- ・電子出願を含めた出願等の手続支援(電子出願用端末を設置)
- ・高度な専門性を必要とする内容は窓口に配置された支援担当者と知財専門家が 協働で解決支援

<お問い合わせ先>

住所:(東京)一般社団法人発明推進協会

港区虎ノ門2-9-14 発明会館ビル1階

TEL: 03-6424-5081, 03-6273-3332

E-mail: tokyolip_onestop@bc.wakwak.com / tokyolip_onestop@bc.wakwak.com

参考:相談件数(支援件数)

平成23年度 全国:100,910件、東京:3,868件

■国内出願支援

〇産業財産権取得支援事業補助金(港区) http://www.minato-ala.net/guide/

区内中小企業の方が、他社の製品との差別化を図るために特許権・実用新案権・意 匠権・商標権を取得する際に、その経費の一部を補助します。

<対象および条件>

港区内に本社のある中小企業者であり、引続き1年以上事業を営んでいること、および法人事業税、都民税を滞納していないことを滞納していないこと

(同一年度にこの要綱による補助金の交付を受けている、同一の産業財産権について、 国または他の自治体から同種の補助金の交付を受けている、過去に同一の産業財産権 について、補助金の交付を受けている場合は対象外)

<助成内容>

- ・助成率1/2 (助成限度額 特許権:25万円・特許権以外:15万円)
- ・助成対象経費・・・出願料、審査請求料、登録料、産業財産権取得に関して 弁理士等に支払う費用等

<お問い合わせ先>

港区 産業振興課産業振興係 TEL: 03-3578-2111 内線 2560・2561

〇知的所有権取得支援事業(台東区)

http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/shigoto/index.html

知的所有権(特許、実用新案、商標、意匠)を申請・取得しようとする場合に、その活動に要する経費の一部を助成します。

<対象および条件>

台東区内に本店所在地(法人)、事業所(個人事業者)があり、かつ区内に営業の本拠を有する中小企業

<助成内容>

- ·助成率1/2(助成限度額10万円)
- ・助成対象経費(出願料)特許等の出願料

(登録料) 初期登録にかかわる商標登録等の登録料

(特許料) 初3年分の特許料

(審査請求料) 特許の審査請求料

(謝金) 弁理士に対する謝金

<お問い合わせ先>

台東区 産業振興課企業·人材育成担当 TEL: 03-5246-1136

〇知的所有権活用支援事業 (北区)

http://www.city.kita.tokyo.jp/menu/service/category/004/003/50on/

創造力ある中小企業者を応援するため、企業戦略の1つである「知的財産権」(特許、実用新案、商標、意匠)を取得するために要する費用の一部を助成します。

<対象および条件>

北区に本社を有する中小企業で、引続き1年以上事業を営んでいること、および前年度の法人都民税又は特別区民税を滞納していないこと。また、原則として「東京都知的財産総合センター」の指導を受けること

<助成内容>

- ・助成率1/2 (助成限度額10万円)
- ・助成対象経費・・・弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、 製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用

<お問い合わせ先>

北区 地域振興部産業振興課商工係 TEL: 03-5390-1235 / FAX: 03-5390-1141

〇産業財産権取得助成 (荒川区)

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/jigyosha/shien/index.html

産業財産権(特許、実用新案、商標、意匠)を申請・取得しようとする場合に、その活動に要する経費の一部を助成します。

<対象および条件>

荒川区内に本社のある中小企業者であり、申告の完了した直近の事業年度分法人税または、前年度分個人住民税を滞納していないこと

<助成内容>

- ・助成率1/2 (助成限度額15万円)
 - ※「経営革新計画」を取得し同計画に即して知財権を取得する場合は助成率2/3(上限25万円)
- ・助成対象経費・・・弁理士等に要する経費、特許庁に支払う印紙代など

<お問い合わせ先>

荒川区 産業経済部経営支援課 TEL:03-3803-2311 / FAX:03-3803-2333

〇知的財産権取得支援(品川区) http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/

知的財産権(特許、実用新案、商標、意匠)取得に対し、取得に要する費用の一部を助成します。

<対象および条件>

品川区に本社あるいは主な事業所を有する中小企業で、品川区で引続き1年以上事業を営んでおり、前年度の法人都民税を滞納していないこと。また、大企業が実質的に 経営に参画していないこと

<助成内容>

- ・助成率2/3 (助成限度額20万円)
- ・助成対象経費・・・弁理士費用、特許庁費用(出願料、審査請求料、審判請求料、 特許料、登録料)

<お問い合わせ先>

品川区 ものづくり・経営支援課 ものづくり支援係

TEL: 03-5498-6333 / FAX: 03-5498-6338

〇知的財産権取得支援事業補助金 (板橋区)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_categories/index07001.html

区内中小企業の知的財産の保護・活用を促進する目的で、「特許権・実用新案権・ 商標権・意匠権」を取得するための費用を補助します。

<対象および条件>

- ・板橋区で引き続き1年以上(原則)事業を営んでいること
- ・出願後1年以内、特許審査請求後1年以内、設定登録後1年以内のいずれかの期間に交付 申請を行うこと
- ・平成25年3月末日までに、特許権においては、特許審査請求もしくは設定登録が終了する 見込みがあること、また、実用新案権・商標権・意匠権においては、設定登録が終了する 見込があること
- ・特許権においては、先行技術調査が終了していること
- ・大企業が実質的に経営に参画していないこと。

<助成内容>

- ・助成率1/2 (助成限度額20万円)
- ・助成対象経費・・・審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の 保護に直接関連があると認められる経費等

<お問い合わせ先>

板橋区 産業振興公社 管理係 TEL: 03-3579-2175

〇知的財産権(特許権)取得支援(江東区)

http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/sangyo/

特許権の取得に対し、取得に要する費用の一部を助成します。

<対象および条件>

江東区内に本社及び主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいて、原則 として特許先行技術調査が終了している中小企業

<助成内容>

- ・助成率1/2 (助成限度額30万円)
- ・助成対象経費・・・出願料、出願審査請求料、特許料、出願に伴う弁理士手数料

<お問い合わせ先>

江東区 地域振興部経済課産業振興係 TEL:03-3647-2332 / FAX:03-3647-8442

〇知的財産権取得補助金 (墨田区)

http://www.city.sumida.lg.jp/techno_city/index.html

区内中小製造業の知的財産権(特許、実用新案、商標、意匠)取得する際の費用補助を行っています。

<対象および条件>

- (1) 中小企業者で、区内に主たる事業所を有すること
- (2) 知的財産権に係る出願人であること
- (3) 知的財産権に係る出願時に区内で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (4) 前年度の住民税を滞納していないこと
- (5) 知的財産権の活用事業計画があること
- (6) 特許権の出願に係る補助にあっては、先行技術調査が終了していること
- (7) 大企業が実質的に経営に参画していないこと
- (8) 当該補助について、すみだ中小企業センターで商工相談を受けていること <助成内容>
- 助成率1/2(助成限度額20万円)
- ・助成対象経費・・・弁理士・弁護士費用、出願料、審査請求料、技術評価料、特許 料、登録料 等

<お問い合わせ先>

墨田区 すみだ中小企業センター TEL: 03-3617-4351 / FAX: 03-3617-4340

〇知的財産権認証取得助成金 (足立区)

http://www.city.adachi.tokyo.jp/shigoto/chushokigyo/index.html

知的財産権(特許、実用新案、商標、意匠)取得に対し、取得に要する費用の一部を助成します。

<対象および条件>

足立区内に本社もしくは主たる事業所がある中小企業者であり、同一の知的財産権で、 過去に知的財産権認証取得助成金を受けていないこと、および同一内容で他の公的助 成または認定を受けていないこと

<助成内容>

- ・助成率1/2 (助成限度額30万円)
- ・助成対象経費・・・出願料、登録料、弁理士等費用、審査請求料又は技術評価請求手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用

<お問い合わせ先>

足立区 中小企業支援課創業支援係 TEL: 03-3870-8400

〇知的所有権取得補助 (葛飾区)

http://www.city.katsushika.lg.jp/36/164/index.html

区内中小企業(製造業)が知的所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権に限る。)の取得に必要な出願等の一部経費を補助するものです。

<対象および条件>

葛飾区内に主たる事業所を有する中小企業(製造業)であり、区内で引続き1年以上 事業を営んでいること、および前年度の法人都民税又は特別区民税を滞納していない こと。また、研究開発に係る事業を計画的に行っていること

<助成内容>

- ·助成率1/2(助成限度額10万円)
- ・助成対象経費・・弁理士に支払う手数料 、出願料及び出願審査請求に要する経費

<お問い合わせ先>

葛飾区 商工振興課工業振興係 TEL:03-3838-5587 / FAX:03-3838-5551

〇知的財産権の出願にかかる助成金 (江戸川区)

http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sangyo_shigoto/index.html

知的財産権(特許、実用新案、商標、意匠)取得に対し、取得に要する費用の一部を助成します。

<対象および条件>

江戸川区内に本社を有する中小企業で、引続き1年以上事業を営んでいること。また、 前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと

<助成内容>

- ・助成率2/3 (助成限度額30万円)
- ・助成対象経費・・・弁理士費用、出願料、審査請求料

<お問い合わせ先>

江戸川区 生活振興部産業振興課計画係 TEL: 03-5662-0525

〇特許出願等援助制度(日本弁理士会)

http://www.jpaa.or.jp/activity/seminar_support/service/patent_application/

有用な発明をしても発明者、考案者、創作者(以下、「発明者等」という。)の経済的な事情によって弁理士に特許出願等の依頼ができず、世の中に活用されずに埋もれてしまうのを防ぐため援助するもので、必要とされる費用の全部または一部を日本弁理士会が負担する制度です。

<対象および条件>

対象となる発明等をした中小企業のうち、特許出願等の手続費用を支払うと会社の経営が困難になる場合。または、設立から7年以内であって、直近の年間純利益が500万円を超えない場合

<援助対象費用>

発明等について特許出願等の手続をするときに必要となる弁理士の報酬及び経費と 特許庁の手数料

※特許法や実用新案法の減免措置を受けられる場合には、その申請手続を行っていただきます。 審査過程におけるいわゆる中間手続や査定に伴う特許料・登録料納付、あるいは審判に関する費用 等、出願以降に発生する費用は援助対象になりません

<援助内容>

援助金は対象とする発明等の出願手続が終了した時点で、上記「援助対象費用」の代理をした弁理士に支払います。なお、外国出願は対象としません

<お問い合わせ先>

日本弁理士会知的財産支援センター事務局 TEL:03-3519-2709 / FAX:03-3519-2706

■外国出願支援

〇外国特許、意匠、商標 出願費用助成事業 (東京都)

http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html

海外において広く活躍しようとする中小企業の方に対し、特許、意匠、商標等の外 国出願の費用の一部を助成します。

<対象および条件>

東京都内に住所または主たる事務所を持つ中小企業者、または中小企業を主たる会員とする団体等

<助成内容>

- ・助成率1/2以内(助成限度額 特許300万円 意匠・商標60万円)
- ・助成対象経費・・・外国出願料、弁理士費用、翻訳料、先行技術調査費用 国際調査手数料、国際予備審査手数料 等

<お問い合わせ先>

東京都知的財産総合センター TEL: 03-3832-3656 / FAX: 03-3832-3659

〇地域中小企業外国出願支援事業 (特許庁)

http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

中小企業の外国特許出願を支援する都道府県等中小企業支援センターに対し補助金を交付し、外国出願を行う地域中小企業に対し、費用の一部を助成しています。 ※なお、東京都の方は都の事業をご利用ください。

<お問い合わせ先>

特許庁総務部普及支援課地域調整班 TEL: 03-3581-1101 内線 2107

■特許料等の減免制度

〇特許料等の減免制度 (特許庁)

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm 下記1.又は2.における、それぞれの要件を満たす中小企業等を対象に、審査請 求料及び特許料(第1年分から第10年分)について半額軽減の措置を受けることが できます。

<対象および条件>

1. 法人を対象とした軽減措置の場合

(要件)①資本金が3億円以下であること

- ②-1法人税が課されていないこと(赤字の中小企業等)又は
- ②-2設立後10年を経過していないこと
- ③他の法人に支配されていないこと

2. 研究開発型中小企業を対象とした軽減措置の場合

- (要件) ①中小企業要件(従業員数要件又は資本金の額・出資の総額要件)を 満たすこと
 - ②研究開発要件(試験研究費等比率3%超又は中小企業の新たな事業活動の促 進に関する法律等に基づく認定事業*に関連した出願であること)を満たすこと
- ※中小企業技術革新支援制度(SBIR)の補助金等交付事業、承認経営革新計画における技術開発 に関する研究開発事業、認定異分野連携新事業分野開拓における技術開発に関する研究開発事業、 旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(旧創造法)における認定事業、中小企 業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律における認定事業

<お問い合わせ先>

1. 法人を対象とした軽減措置について

○審查請求料

TEL: 03-3581-1101 内線 2616 特許庁審査業務部方式審査課(国際出願以外) 特許庁審査業務部国際出願課(国際出願) TEL: 03-3581-1101 内線 2644

- ○特許料 特許庁審査業務部出願支援課登録室 TEL: 03-3581-1101 内線 2707
- ○制度に関すること 特許庁総務部総務課調整班 TEL: 03-3581-1101 内線 2105
- 2. 研究開発型中小企業を対象とした軽減措置について

関東経済産業局地域経済部産業技術課特許室 TEL:048-600-0239

○制度に関すること (中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく軽減以外)

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課 TEL: 03-3501-1773 (中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく軽減)

中小企業庁経営支援部創業·技術課 TEL: 03-3501-1816

参考:平均的出願1件当たりの各金額

◆中小企業の特許料を10年間1/2軽減

◆中小企業の審査請求料を1/2軽減

10年間権利を維持した場合:22.6万円 審査請求料:15.8万円

■早期審査

〇早期審査制度 (特許庁)

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm

中小企業であれば「早期審査に関する事情説明書」を提出することで、特許審査を 早く受けることができます。早期審査の手続きに関しては、手数料は必要ありません。 (審査請求料は必要となります)

<お問い合わせ先>

特許庁特許審查第一部調整課 審查業務管理班 TEL: 03-3581-1101 内線 3106

参考:平均審査順番待ち期間

早期審査の申請から約2か月(2011年実績:通常の出願と比べて大幅に短縮)

■先行調査

〇特許調査費用助成事業 (東京都)

http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/tokkyochosa.html

明確な事業戦略を持つ中小企業者の方が、他社特許調査を依頼した場合、その要する費用の一部を助成します。

<対象および条件>

東京都内に住所または主たる事務所を持つ中小企業者、または中小企業を主たる会員とする団体等

<助成内容>

- ・助成率1/2を助成(上限額:100万円)
- ・対象経費・・他社特許調査委託に要する経費

<お問い合わせ先>

東京都知的財産総合センター TEL: 03-3832-3656 / FAX: 03-3832-3659

■模倣品対策

〇外国侵害調査費用助成事業 (東京都)

http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/shingai.html

外国における自社製品の模倣品・権利侵害について、事実確認調査、侵害品の鑑定、 侵害先への警告等の対策や、外国で製造された模倣品の国内への輸入を阻止するため の対策を行う中小企業者の方に対し、それらに要する費用の一部を助成します。

<対象および条件>

東京都内に住所または主たる事務所を持つ中小企業者、または中小企業を主たる会員とする団体等

<助成内容>

- ·助成率1/2以内(助成限度額200万円)
- ・助成対象経費・・・侵害調査費用、侵害品の鑑定費用、侵害先への警告費用 税関での輸入差止費用

<お問い合わせ先>

東京都知的財産総合センター TEL:03-3832-3656 / FAX:03-3832-3659

〇中小企業知的財産権保護対策事業(JETRO:日本貿易振興機構)

http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品・海賊版の製造元や 流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査にかかった経費 の一部を助成します。

<助成対象>

中小企業者および中小企業者としての組合、連合会、団体等

<助成内容>

- ・助成額・・・模倣品調査費用の2/3を助成(上限額:300万円)
- ・対象経費・・ジェトロが委託した海外の外部調査機関(調査会社、法律事務所、 特許商標事務所など)の調査費用。調査費用には侵害者に対する調査 費用や侵害調査に関する鑑定費用を含む

<お問い合わせ先>

日本貿易振興機構 知的財産課 TEL: 03-3582-5198 / FAX: 03-3585-7289

〇外国産業財産権侵害対策等支援事業 (一般社団法人発明推進協会)

http://iprsupport-jpo.go.jp/

知的財産権(特許、実用新案、意匠、商標)の権利侵害、模倣品被害に関するご相談、また、外国の産業財産権制度等に関する情報をまとめた「ミニガイド」や主要国の「出願料金・書式」等の情報提供をしています。

<お問い合わせ先>

一般社団法人発明推進協会 APIC外国相談室

千代田区霞ヶ関3-4-2 商工会館・弁理士会館5F

TEL: 03-3503-3027 (直通) / FAX: 03-3503-3239

〇模倣品対策マニュアル (特許庁)

http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm 模倣品被害の多発する国・地域での対策方法に関する有益な情報を取りまとめた「模倣品対策マニュアル」を作成、特許庁ホームページで公開しております。

<お問い合わせ先>

特許庁総務部国際課模倣品対策班 TEL: 03-3581-1101 内線 2565

〇知的財産権の輸入差止申立制度 (東京税関)

http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm

知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び 育成者権を有する者または不正競争差止請求権者が、自己の権利を侵害すると認める 貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差し止め、<u>認定</u> 手続を執るべきことを申し立てる制度です。

<認定手続き>

知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物を「侵害疑義物品」と言います。その 侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続きが「認定 手続」です。「認定手続」の結果、侵害物品であると認定された物品は、税関による 没収の対象となり、その輸出入が差し止められます

<お問い合わせ先>

知的財産センター(東京税関業務部総括知的財産調査官) TEL: 03-3599-6260

■営業秘密管理

〇営業秘密管理指針/技術流出防止指針(経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html

企業が競争力を維持するためには、価値ある情報を「守り」、戦略的に「活用する」 ことが重要であり、営業秘密として不正競争防止法上の保護を受けるための情報管理 の方法について解説しています。実践的に使いやすいよう、中小企業等の参考となる チェックシート、各種契約書の参考例等を掲載しています。

<お問い合わせ先>

経済産業省 知的財産政策室 TEL: 03-3501-3752/ FAX: 03-3501-3580

■海外展開支援

〇海外知的財産プロデューサー事業(INPIT:独立行政法人工業所有権情報・研修館) http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html

海外でのビジネスを成功させるには、技術流出への対策などの知的財産リスクの認識や自社技術の有効活用が重要となります。

そこで海外ビジネス展開を目指している中堅・中小企業に対して、事業内容や進出 国の状況、制度に応じた特許権や商標権等の権利取得及び活用、海外進出に際しての 知的財産リスクと具体的対策等について海外知的財産プロデューサーが無料でアド バイスを行います。

<お問い合わせ先>

INPIT:独立行政法人工業所有権情報·研修館 活用促進部

TEL: 03-3580-6949 / FAX: 03-3580-6959

〇新興国等知財情報データバンク (特許庁)

http://www.globalipdb.jpo.go.jp/

我が国企業の新興国等での事業展開に伴う出願等の知財活動をサポートするために、新興国等の知財情報を提供する新興国等知財情報データバンクを開設いたしました。現在は、中・韓・台等の新興国・地域を中心とした出願実務、審判・訴訟実務、審判例・判例等の産業財産権関連の情報を提供しています。

<お問い合わせ先>

特許庁総務部企画調査課活用計画班 TEL: 03-3580-6949 内線 2156

■専門家派遣・マッチング

〇知的財産戦略導入支援 (ニッチトップ育成支援) (東京都)

http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/consultant/index.html#niche

中小企業が、知的財産を自社の経営に取り込むため、東京都知的財産総合センター 担当者が企業に訪問し、「face to face」で企業とともに計画を立てながら、知財担 当者の人材育成や社内体制の整備等に係る実践的支援を行います。

<お問い合わせ先>

東京都知的財産総合センター TEL:03-3832-3656 / FAX:03-3832-3659

〇中小企業支援 弁理士サポートプロジェクト (日本弁理士会関東支部)

http://www.jpaa-kanto.jp/committee/support

弁理士チームによって、知財の創造、保護、活用を一貫支援します。支援期間は、 原則として契約から1年間です。

<支援対象>

下記の条件をすべて満たす法人

- (1) 中小企業基本法第2条にいう関東地域の中小企業者
- (2)「特許、実用新案、意匠、商標の出願を行ったことがない法人」 又は「特許、 実用新案、意匠、商標の出願が極めて少なく、代理人によらず自ら出願を行って いる法人」
- (3) 有用性のある発明を自ら実施しようとしている又は他人に実施させようとしている法人
- (4)「設立から7年以内で、かつ直近の年間純利益が500万円を超えない法人」又は「設立から7年を超え、かつ直近の年間純利益がゼロ円以下である法人」又は「独創的な技術による新商品の開発等、新たな事業分野を創造することを志向する法人で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人」

<支援内容>

- ・特許出願の手続に要する費用を最大で30万円/1件(弁理士報酬及び特許印紙代 などの諸経費を含む。消費税別)
- ・弁理士チームとして、特許出願業務、事業化を見据えた知財支援業務。事業化を見 据えた知財支援に関して基本的に2回まで出張

<お問い合わせ先>

日本弁理士会関東支部 TEL: 03-3519-2751

〇弁理士マッチング支援システム(東京都)

http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/benrishi/index.html

弁理士の専門分野は多岐に渡り、中小企業が自社のニーズに合った弁理士を探すのは難しいのが現状です。そこで、実務経験など一定の要件を満たした弁理士に登録してもらい、中小企業が知的財産権を取得・活用する際に、適任の弁理士の選任を支援するためのシステムを提供しています。

<お問い合わせ先>

東京都知的財産総合センター TEL:03-3832-3656 / FAX:03-3832-3659

○知財人材データベース(特許庁)https://chizai-jinzai-db.go.jp/

データベースには、「弁理士」「大企業で知的財産部門を経験したOB人材」「技術士」「中小企業診断士」に代表される中小企業の知的財産戦略を支援する豊富な人材が登録されています。各企業の知財戦略に合った人材を探す際にご利用ください。

<お問い合わせ先>

一般社団法人発明推進協会

地域知的財産マネジメントグループ TEL: 03-3502-5448

■知的財産活用事例集

○知財経営モデル(東京商工会議所)http://www.tokyo-cci.or.jp/survey/model 知的財産(特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業秘密等)を積極的に創造・ 保護・活用している都内中小企業の事例集。

<お問い合わせ先>

東京商工会議所産業政策第一部 TEL: 03-3283-7638

○がんばろう日本!知的財産権活用企業事例集(特許庁)

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/kigyou_jireii2012.htm 知恵と知的財産権を武器に活躍している全国の中小企業等の先進的な取組事例をまとめた事例集。

<お問い合わせ先>

特許庁総務部企画調査課特許戦略調整班 TEL: 03-3581-1101 内線 2144

参考

- ○「新職務発明制度における 手続事例集」規程・契約書例(平成16年9月 特許庁)
- ○「中小企業の知的財産に関する調査」調査票・回答用紙
- ○中小企業の知的財産に関する研究会 名簿

新職務発明制度における手続事例集

規程・契約書例(出典:平成16年9月 特許庁)

- I. 規程の例
- Ⅱ. 契約書の例

I 規程の例

ここでは、職務発明に係る権利の承継等及びその対価について定める「規程」(一般的には、「職務発明取扱規程」「職務発明報償規程」等と呼ばれています)において規定されていることが多い事項や規定されることが想定される事項について、参考としていただけるよう必要最小限の範囲で具体的な条項を例示しています。

ただし、新職務発明制度下においては、各使用者等と従業者等の事情に応じた規程が定められることが望ましいと考えられます。これらの条項はあくまでも現行の「規程」を中心に参考として例示しているものであり、条項の内容がこのようなものでなければならないとか、これらの条項を採用しなければならないとか、ここで例示されていない条項は採用してはいけないなどということは一切ありません。また、これらの条項を採用していれば、不合理性が否定されるというものでもありません。

今後、改正法下で策定される実際の「規程」の蓄積を踏まえて、規程例の見直しを 行うこととしております。

1. 総則

(1) 規程作成に当たっての目的、(2) 用語の定義、などについて規定する。

(1)目的

例 1

第○条 この規程は、従業者が行った発明の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

例 2

第○条 この規程は、従業者が発明をした場合の取扱いについて定め、従業者による 発明を奨励し、その保護及び活用を図ることにより、社業の発展に資することを目 的とする。

(2) 用語の定義

例 1

- 第○条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 職務発明 その性質上会社の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が会社における従業者の現在又は過去の職務に属する発明として第○条に基づいて会社が認定したものをいう。
- 二 発明者 発明をした従業者をいう。
- 三 従業者 期間の定めの有無を問わず会社が雇用する者と会社の役員をいう。

例 2

第〇条 この規程において「職務発明」とは、その性質上会社の業務範囲に属し、かっ、従業者がこれをするに至った行為が当該従業者の会社における現在又は過去の職務範囲に属する発明をいう。

2. 発明の届出など

(1) 発明の届出、(2) 職務発明であるか否かの認定などについて規定する。

(1)発明の届出

例 1

- 第○条 会社の業務範囲に属する発明を行った従業者は、速やかに発明届(第○号様式)を作成し、所属長に届け出なければならない。
- 2 所属長は、従業者から前項の届出を受けたときは、次の各号に定める事項についての意見を付し、速やかに〇〇〇〇部長(知的財産部門の長)に回付しなければならない。
 - 一 届け出られた発明が職務発明に該当するか否か
 - 二 当該職務発明に係る権利を承継することの要否
 - 三 当該職務発明をした者それぞれの寄与率
 - 四 当該職務発明について特許出願することの要否
- 3 所属長は、前項の場合において職務発明に係る権利を承継する必要があると判断するときは、次の書類を○○○○部長に提出するものとする。
 - 一 当該職務発明に関する明細書案 (第○号様式)
 - 二 当該職務発明に関して共同出願契約が存在するときは、その共同出願契約書

例 2

- 第○条 会社の業務範囲に属する発明を行った従業者は、速やかに発明届(第○号様式)を作成し、所属長を経由して会社に届け出なければならない。
- 2 前項の発明が二人以上の者によって共同でなされたものであるときは、前項の発明届を連名で作成するとともに、各発明者の寄与率を記入するものとする。

(2) 職務発明の認定

例 1

- 第○条 ○○○○部長は、第○条の届出に係る発明について、次の各号に定める事項 を決定し、又は認定するものとする。
 - 一 届け出られた発明が職務発明に該当するか否か
 - 二 当該職務発明に係る権利を承継することの要否
 - 三 当該職務発明をした者それぞれの寄与率
- 2 ○○○○部長は、前項の決定又は認定の内容を、当該発明を行った従業者に、そ の所属長を経由して、速やかに通知するものとする。

3. 権利の承継など

(1)権利の承継、(2)権利の処分などについて規定する。

(1)権利の承継

例 1

- 第〇条 会社は、職務発明に係る権利を承継する旨を当該職務発明を行った従業者に 通知したときは、意思表示その他何らの手続を要せず、当該職務発明につき特許を 受ける権利を当該従業者から承継する。
- 2 会社が職務発明に係る権利を承継しない旨を通知した場合には、会社は、当該職 務発明についての通常実施権を留保するものとする。

例 2

- 第○条 職務発明については、会社が発明者から特許を受ける権利を承継する。ただ し、会社がその権利を承継する必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の承継は、会社が発明者から権利の譲渡証書を受理することによって行われるものとする。

(2)権利の処分

例

- 第〇条 会社は、職務発明について特許を受ける権利を承継したときは、当該職務発明について特許出願を行い、若しくは行わず、又はその他処分する方法を決定する。
- 2 会社の特許を受ける権利を承継した職務発明について特許出願を行わない旨の決定は、会社の当該職務発明についての特許を受ける権利を承継しない旨の決定とはみなさない。
- 3 出願の形態及び内容については、会社の判断するところによる。
- 4 職務発明について特許を受ける権利を会社に譲渡した従業者は、会社の行う特許 出願その他特許を受けるために必要な措置に協力しなければならない。
- 5 会社は、特許を受ける権利を承継した職務発明について、特許権を取得し、又は 特許権を維持する必要がないと認めたときは、当該特許を受ける権利を放棄し、当 該特許出願を取り下げ、又は当該特許権を放棄することができる。

4. 対価の決定

(1)対価の算定方法、(2)対価の支払時期、(3)発明者からの意見の聴取 (I. 基礎編第5章参照)などについて規定する。

(1)対価の算定方法

例 1

- 第○条 会社は、第○条の規定により職務発明について特許を受ける権利を発明者から承継したときは、発明者に対し次の各号に掲げる対価を支払うものとする。
- 一 出願時支払金
- 二 登録時支払金
- 2 前項の対価は、○○○○部長が認定した発明者寄与率に基づき、各発明者に配分されるものとする。
- 3 第1項の対価は、別に定める実施細則(以下「実施細則」という。)に基づき算定するものとする。

例 2

- 第○条 会社は、第○条の規定により職務発明について特許を受ける権利を発明者から承継したときは、発明者に対し次の各号に掲げる対価を支払うものとする。
- 一 登録時支払金
- 二利益発生時支払金
- 2 前項の対価は、○○○○部長が認定した発明者寄与率に基づき、各発明者に配分されるものとする。
- 3 第1項の対価は、別に定める実施細則(以下「実施細則」という。)に基づき算定するものとする。

(2)対価の支払時期

例 1

第〇条 第〇条に定める対価は、出願時支払金については出願後速やかに支払うもの とし、登録時支払金については登録後速やかに支払うものとする。

例 2

第〇条 第〇条に定める対価は、登録時支払金については登録後速やかに支払うものとし、利益発生時支払金については当該特許に基づく利益が別に定める方法により確認された後速やかに支払うものとする。

(3) 発明者からの意見の聴取(I. 基礎編第5章参照)

例 1

- 第○条 発明者は、会社から支払われた対価に異議があるときは、その対価の受領日から○日以内に、知的財産部に対して異議申立書(第○号様式)を提出することにより異議の申立てを行うことができる。
- 2 知的財産部は、発明者が前項の規定により異議を申し立てたときは、その異議の内容を検討するに当たっては、発明者に意見を述べる機会を与えなければならない。

例 2

- 第○条 発明者は、会社から支払われた対価に異議があるときは、その対価の受領日から○日以内に、発明委員会に対して異議申立書(第○号様式)を提出することにより異議の申立てを行うことができる。
- 2 発明委員会は、発明者が前項の規定により異議を申し立てたときは、その異議の内容を検討するに当たっては、発明者に発明委員会に出席し、自らの意見を述べる機会を与えなければならない。

5. 発明委員会

(1)発明委員会の設置、(2)発明委員会の審議事項などについて規定する。

(1)発明委員会の設置

例

- 第○条 この規程に関する事項を実施するために発明委員会を設置し、その事務局を○○○○部とする。
- 2 発明委員会の委員長は、執行役員の中から社長が任命し、委員は、委員長が指名する。

(2) 発明委員会の審議事項

例

第○条	発明委員会は、	委員長の召集により開催し、	次の各号に定める事項について
審議	を行う。		

- $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\cdots$
- _ 000...
- ≡ 000...
- 2 第○条に基づく異議の申立てに関する事項については、前項の規定にかかわらず、必要に応じて発明委員会を開催し、審議を行うものとする。
- 3 発明委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数で決する。

6. 雑則

(1)制限行為、(2)秘密の保持義務、(3)職務発明ではない発明の取扱い、(4)従業者と社外の者との共同発明の取扱い、(5)退職者の発明、(6)出向者の発明、(7)外国における権利の取扱い、(8)実用新案権及び意匠権に関する準用、(9)規程の開示、(10)規程の改定などについて規定する。

(1)制限行為

例 1

第○条 発明者は、会社が当該発明者の発明について、職務発明ではないと認定し、 又は当該発明について特許を受ける権利を承継しない旨を決定しない限り、当該特 許を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

例 2

- 第○条 発明者は、職務発明の内容を会社の承認を得た後でなければ社外に発表して はならない。
- 2 発明者は、会社の許可なく職務発明について自ら実施し、自ら出願し、又は会社 以外の者にその実施を許諾してはならない。
- 3 発明者は、会社の許可なく職務発明について特許を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(2) 秘密の保持

例

- 第〇条 発明者及び発明に関係する者は、発明に関して、その内容その他発明者又は 会社の利害に関係する事項について、必要な期間中、秘密を守らなければならない。 2 前項の規定は、従業者が会社を退職した後も適用する。
- (3) 職務発明ではない発明の取扱い

例

- 第○条 会社は、第○条の規定により、職務発明でないと認定した発明について、発明者から特許を受ける権利を譲渡したい旨の申出があったときは、当該発明について、特許を受ける権利を会社が承継するかどうかの決定をしなければならない。
- 2 職務発明でない発明に係る特許を受ける権利の承継については、会社と当該発明者間で別途契約を締結するものとする。

(4) 従業者と社外の者との共同発明の取扱い

例

第○条 従業者が社外の個人、企業、大学その他の者と共同して行った発明であって、 会社の業務の範囲に属するものについては、その従業者の特許を受ける権利の持分 の取扱いについても、この規程を適用する。

(5)退職者の発明

例

第○条 従業者が、会社在職期間中に完成した職務発明については、当該職務発明が 完成したことが当該従業者の退職後に判明した場合であっても、この規程を適用す る。

(6) 出向者の発明

例

第〇条 従業者が出向期間中にした発明の取扱いについては、会社と出向先との取決 め及び会社と従業者との間の契約に従うものとする。

(7) 外国における権利の取扱い

例

第〇条 第〇条の規定により職務発明であると認定された発明について外国において 特許を受ける権利は、会社が発明者から当該特許を受ける権利の譲渡証書(第〇号 様式)を受領することによって承継する。

(8) 実用新案権及び意匠権に関する準用

例

第○条 この規程は、実用新案法第2条第1項に規定する考案及び意匠法第2条第1項に規定する意匠について準用する。

(9)規程の開示について

例

第〇条 会社は、この規程を本社、各支店及び各事業所に備置し、閲覧に供するものとする。

(10) 規程の改定について

例

- 第○条 この規程は、必要に応じて改定を行うものとする。
- 2 この規程の改定にあたっては、会社と従業者とが協議を行うものとする。具体的な協議の方法については、別途協議実施細則にて定める。

7. 附則

(1) 附則

例

第○条 本規程は平成 年 月 日から施行する。

(別紙) 対価の算定方式の例

参考として、現時点で企業において採用されている対価の算定方式の例(概要)に ついて紹介します。

ただし、新職務発明制度下においては、各使用者等と従業者等の事情に応じた算定 方式を採用されることが望ましいと考えられます。このため、この算定方式はあくま でも参考として例示しているものであり、方式の内容がこのようなものでなければな らないとか、この方式を採用しなければならないとか、ここで例示されていない方式 は採用してはいけないなどということは一切ありません。また、これらの方式を採用 していれば、不合理性が否定されるというものでもありません。

今後、以下の例については、改正法下で採用される実際の算定方式の蓄積を踏まえて見直しを行うこととしております。

1. 出願時に対価を支払う場合

例(出願時に一括して対価を支払う場合)

会社が発明者に支払う対価は、その発明に基づく出願時の期待利益の○%とする。 ただし、期待利益が○○円に満たないときは、利益が無いものとする。

2. 登録時に対価を支払う場合

例1 (登録時に一括して対価を支払う場合)

会社が発明者に支払う対価は、その特許に基づく登録時の期待利益の○%とする。 ただし、年間の利益が○○円に満たないときは、利益が無いものとする。

例2 (出願時と登録時に対価を支払う場合)

会社が発明者に支払う対価の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 出願時に〇〇円
- 二登録時に〇〇円
- 三 登録時点において実施料収入のある場合は、別表1に定める額

別表1

登録時に支払	A ランク	Βランク	Cランク
う対価	○○万円に、実施料収入が○	〇〇万円	〇〇万円
	○万円を超える部分につい		
	て、〇〇万円ごとに〇〇万円		
	を加えた額		
当該職務発明	○○万円以上	〇〇万円以上	〇〇万円以上
に関しての実		○○万円未満	○○万円未満
施料収入			ļ

3. 利益に応じた対価を支払う場合

例

会社が発明者に支払う対価は、その特許に基づく利益の〇%とする。ただし、年間の利益が〇〇円に満たないときは、利益が無かったものとする。

Ⅱ. 契約書の例

職務発明が行われる頻度が少ない企業等においては、職務発明に係る権利の予約承継や対価を決定するための基準をあらかじめ定めることなく、職務発明が行われるたびに、権利の承継やその対価について使用者等と発明者である従業者等との間で契約を締結するという方法も考えられます。参考として、その場合に作成する契約書の例の概要について紹介します。

ただし、新職務発明制度下においては、各使用者等と従業者等の事情に応じた契約が締結されることが望ましいと考えられます。これらの条項はあくまでも参考として例示しているものであり、条項の内容がこのようなものでなければならないとか、これらの条項を採用しなければならないとか、ここで例示されていない条項は採用してはいけないなどということは一切ありません。また、これらの条項を採用していれば、不合理性が否定されるというものでもありません。

今後、改正法下で締結される実際の契約の蓄積を踏まえて、契約書例の見直しを行うこととしております。

契約書

○○株式会社(以下「甲」という。)と○○ ○○(以下「乙」という。)は、本契約書別紙にその概略を掲げる発明(以下「本発明」という。)の特許取得について、次のとおり契約する。

第○条 乙は、本発明に基づく特許を受ける権利及び特許権(以下「本特許権」という。)を甲に譲渡する。

第○条 本特許権に係る出願、登録、維持に要する費用は、甲が負担する。

2

(例1)

第○条 甲は、対価として○○円を乙に支払う。

(例2)

第〇条 本特許権が登録された場合、甲は、その時点での期待利益に基づいて対価を 算定し、これを乙に支払う。

(例3)

第○条 甲が本特許権の実施者から実施料を徴収した場合には、その○%を対価としてこに支払う。

(例4)

第○条 本特許権に基づいて利益が生じた場合、甲は、その○%を対価として乙に支払う。

第○条 乙は、甲から支払われた対価に異議があれば、異議の申立てを行うことができる。

第○条 …………

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保管するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 東京都○○区○○町○-○-○ ○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○

乙 〇 県 〇 市 〇 町 〇 一 〇 一 〇

「中小企業の知的財産に関する調査」 調査票・回答用紙

「中小企業の知的財産に関する調査」調査票

回答は回答用紙にご記入ください。設問は裏面にもございます

- 1. 知的財産権(特許、実用新案、商標、意匠)について
- 設問1. これまでに、特許・実用新案・商標・意匠(知的財産権)の出願をしたことがありますか。【択一】 (特許は審査請求をせず、権利化していない場合でも出願の経験がある場合には①を回答ください。) ①出願したことがある
 - ②出願したことがない ⇒ 設問6に進んでください(権利化しない技術等の設問)
- 設問2. 設問1で①を選択した方にご質問します。特許・実用新案・商標・意匠の<u>これまでの出願件数</u>および、 現在の権利保有件数について、回答ください。【件数を記入ください】
- 設問3. 外国出願について、該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①出願したことがある → 出願国についても記入ください
 - ②出願したことはない
- 設問4.企業、大学、研究機関等との共同出願について、該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①出願したことがある ②出願したことはない
- 設問5. 特許出願後の審査請求の要否の判断や特許等の権利取得後、年毎の維持費用の支出の判断(権利保有の継続の判断)について、該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①経営者(社長)が自ら判断している
 - ②社内会議等を通じ、複数人での話合いにより判断している
 - ③弁理士等の外部の専門家の意見を聞いて判断している
 - ④どのように判断するかは決めていない(都度判断)
 - ⑤その他(自由記入)

2. 権利化(特許化等)していない技術やノウハウ等の営業秘密について

- 設問6. 特許等で権利化していない技術情報(製造方法、製造における温度設定や、材料の配合比率、加工機械のセッティング等の経験によって蓄積されたノウハウ等)や営業情報(取引先情報、原価等)等の経営上、重要な情報を営業秘密として管理していますか。該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①営業秘密となるものはない
 - ②営業秘密となるものはあるが、特に管理していない
 - ③営業秘密とその他の情報を区分している
 - ④営業秘密とその他の情報を区分し、アクセス制限している
 - ⑤その他(自由記入)
- 設問7.従業員の秘密保持について、該当する項目を選択してください。【複数選択】
 - ①就業規則等に秘密保持に関する内容を規定している。または、入社時の覚書等で従業員と秘密保 持に関する取り交わしをしている
 - ②退職者と秘密保持契約の締結をしている(一定期間の同業他社への転職を禁止する等)
 - ③秘密保持に関する規定はない
 - ④その他(自由記入)

- 設問8. 特許等として出願して権利化する技術と、公にしない技術(社内に留めておく技術)を区分けする際の判断について、該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①経営者(社長)自らが単独で判断している
 - ②社内会議等を通じ、複数人での話し合いにより判断している
 - ③弁理士等の外部の専門家の意見を聞いて判断している
 - ④どのように判断するかは決めていない(都度判断)
 - ⑤その他(自由記入)
- 設問9. 自社の技術や営業情報等の流出被害について、該当する項目を選択してください。

【複数選択】

- ①従業員による流出被害の経験がある
- ②退職従業員による流出被害の経験がある
- ③業務提携等の取引先経由による流出被害の経験がある
- ④ 浴難による流出被害の経験がある
- ⑤社内情報への不正アクセスによる流出被害の経験がある
- ⑥被害の経験はない
- ⑦その他(自由記入)

3. 技術やノウハウ等(知的財産)の経営への活用について

- 設問 10. 特許や商標、特許化しない技術、ノウハウ等の経営への活用について、該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①経営に活用できている
 - ②経営に活用したいができていない
 - ③経営に活用していない
- 設問 11. 特許や商標、特許化しない技術・ノウハウ等の経営への貢献について、該当する項目を選択してください。【複数選択】
 - ①新製品の開発②既存製品の価値向上③新技術の開発④既存技術の改良⑤新分野への参入⑥新規顧客の獲得

4. 人材育成・社内制度について

- 設問 12. 社内の特許・商標等の知的財産権や公にしない技術(社内に留める技術)・ノウハウ等の保護、活用をする人材の育成について、該当する項目を選択してください。【複数選択】
 - ①OJT (On-the-Job Training: 社内の上司・先輩等による教育) にて実施
 - ②外部のセミナー等を活用
 - ③弁理士・大手企業のOB等の外部専門家を社内に招いての勉強会・研究会を開催
 - ④知財に詳しい人材を採用することで対応
 - ⑤資格・検定制度あるいはその対策セミナーを活用
 - ⑥社内に知的財産権、ノウハウ等がないので、人材育成(採用)の必要がない
 - ⑦人材育成を行いたいができていない→理由を記入ください(例:コスト負担が大きいため等)
 - ⑧その他(自由記入)

- 設問 13. 発明等を創出・奨励する社内の制度について、該当する項目を選択してください。【複数選択】
 - ①社内提案制度(提案に対する奨励金の支給等)を設けている
 - ②企業として特許等の目標件数を設定している
 - ③従業員に提案等の目標件数を設定している
 - 4社内で発明検討会等を開催
 - ⑤弁理士・大手企業のOB等の外部専門家を招いての勉強会・研修会を開催
 - ⑥何も行っていない
 - ⑦その他(自由記入)
- 設問 14. 「職務発明^{*}」に関する社内規定を設けてますか。該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①ある(就業規則に職務発明に関する規定がある場合を含む)
 - 2ない
 - ※<u>従業員が会社の職務で行った発明は会社に帰属する旨の規定、職務発明をした従業員に対する</u> 対価の規定等

5. 模倣被害について

- 設問 15. 国際展開(輸出入、業務提携、海外生産・販売等)について、該当する項目を選択してください。 【択一】
 - ①実施している
 - ②実施していない
 - ③現在は実施していないが、将来は実施したい
- 設問 16. 自社製品の模倣被害について、該当する項目を選択してください。【複数選択】
 - ①国内で被害
 - ②海外で被害 → 被害にあった国についても記入ください
 - ③被害はない ⇒ 設問 19 に進んでください
- 設問 17. 設問 16 で①、②を回答した方にご質問します。(その他の方は設問 19 に進んでください)被害にあった際の対応・方針について、該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①調査を実施、警告、訴訟まで行う ⇒ 設問 19 に進んでください
 - ②調査を実施、警告はするが訴訟は行わない
 - ③調査を実施するが、警告、訴訟は行わない
 - 4)何も行わない
 - ⑤その他(自由記入)⇒ 設問 19 に進んでください
- 設問 18. 設問 17 で②、③、④を選択した方にご質問します。(その他の方は設問 19 に進んでください) その理由について、該当する項目を選択してください。【複数選択】
 - 1)知識が不足しているため
 - ②コスト負担が大きいため
 - ③人的負担が大きいため
 - 4 警告、訴訟等を行っても侵害がなくならないため
 - ⑤その他(自由記入)

設問は裏面にもございます

- 設問 19. 国際展開における知的財産に関連する課題、問題は何ですか。該当する項目を選択してください。 (今後国際展開を実施するうえでの課題等も含む)【複数選択】
 - ①技術やノウハウの流出
 - ②海外における知的財産権の出願手続き(事務・代理人選定等)
 - ③海外の知的財産権取得・維持にかかるコスト
 - ④模倣品・海賊版の対策
 - ⑤その他(自由記入)
- 6. 知財に関する各種施策・制度の活用について

中小企業向けの知的財産関連の支援策として次のようなものがあります。下記を参考に回答ください。

- ○東京都知的財産総合センター・・・東京都の知財に関する総合相談・助成等の支援
- ○知財総合支援窓□・・・知財に関するワンストップの相談窓□(各都道府県に設置)
- ○特許料金の減免・・・10年間の特許料金の軽減
- ○審査請求料の軽減・・・審査請求料の半額軽減
- ○国内出願の助成・・・弁理士費用を含めた国内出願費用の助成
- ○早期審査制度・・・・通常より早期に審査を実施
- 〇外国出願の助成・・・弁理士費用を含めた外国出願費用の助成
- ○侵害調査の助成・・・海外で侵害被害を受けた際の調査費用の助成
- ○専門家とのマッチング支援・・・データベース等を活用したマッチング支援
- ○海外知的財産プロデューサー事業・・海外での知財経験が豊富な知財のスペシャリストによるアドバイス
- ○知財戦略策定支援・・・相談員が長期間、企業にコンサルティングに入り、知財戦略の策定を支援 等
- 設問 20. 「特許料金の減免」、「審査請求料の軽減」、「国内出願の助成」、「早期審査制度」、「外国出願の助成」、「侵害調査の助成」について、それぞれ、該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①活用したことがある
 - ②活用したことがない
- 設問 21. 金融機関からの融資で知的財産権を保有していたことで、金利等で優遇されたことがありますか。 該当する項目を選択してください。【択一】
 - ①優遇を受けたことがある → 優遇内容についても記入ください
 - ②優遇されたことはない
 - ③知的財産権を保有していないのでない
- 設問22. 今後、知的財産に関する公的支援について、拡充を希望する項目を選択してください。【複数選択】

①出願・維持費への助成(国内) ②出願・維持費への助成(海外)

③海外展開先での相談(現地相談)④弁理士費用の助成⑤知財戦略の策定支援⑥社内の人材育成支援

⑦社内制度の構築支援

⑧外部専門家とのマッチング支援

⑨模倣品対策⑩技術流出防止対策⑪侵害訴訟費用に対する助成⑫その他(自由記入)

設問 23. 知的財産全般に関し、貴社で、お困りになっていること、必要と感じる情報など、ご意見・ご要望等をご自由にお書きください。【自由記入】

ご協力ありがとうございました。回答は回答用紙にご記入ください

回答用紙はA4・2枚です。同封する返信用封筒にて返送いただくか、

<u>FAX:03-3213-8716宛で</u>に送付ください

「中小企業の知的財産に関する調査」回答用紙

本調査は製造業を対象に実施しております。製造業の方のみご回答にご協力ください。

【貴社の概要について】

(ふりがな)					
貴社名				代表者名	
所在地	₹				
製造業分類		※下記の分類表	長リストより	売上高の最も多い	業種を1つ選択してください。
業務内容 具体的にご記入ください					
資本金		億	万円		
創業年	例:1990年4月	目(創業 22年) 三月(創業			
			+/		
従業員数	-				パート・アルバイト 名
従業員数 前期売上高	正社員				パート・アルバイト 名
	正社員	名 / 派遣	・契約社員_	名 / 部署・お役職	パート・アルバイト 名
前期売上高	正社員	名 / 派遣	・契約社員_		パート・アルバイト 名

※製造業分類表

1. 食糧・飲料・飼料	7. 化学工業	13. 鉄鋼業	19. 情報通信機器
2. 繊維工業	8. 石油・石炭製品	14. 非鉄金属	20. 輸送用機械
3. 木材・木製品	9. プラスチック製品	15. 金属製品	21. 精密機械器具
4. 家具・装飾品	10. ゴム製品	16. 一般機械工業	22. その他製造業
5. パルプ・紙・紙加工品	11. なめし皮・同製品・毛皮	17. 電子部品・回路	
6. 印刷・同関連	12. 窯業・土石製品	18. 電気機械器具	

1. 知的財産権(特許、実用新案、商標、意匠)について

1. Annak	、心思思注信(行品、大力利未、同宗、志匹)について						
				特許	実用新案	商標	意匠
設問1		設問2	出願件数	件		件件件	件
			権利保有件数	件		件件件	件
設問3		①を選択した場合の出願国記入欄			設問	4	
設問5		⑤その他:	⑤その他:自由記入欄				

同封する返信用封筒にて返送いただくか、<u>FAX:03-3213-8716宛て</u>に送付ください。 「中小企業の知的財産に関する調査」回答用紙

貴社名:		
百么之		
只压口:		

$\overline{}$	ユケー イコリス	/ u + = k /l . \	. 	ノウハウ等について
,	1 4 + 1111	/ II — / / / /	1 / 1 / / 61 / 1 7 725 7 7 1	/
_	MH WILL	\ / 	1 / 1 / 1/2 / 12/21/11 13	7 · 77 · 7

設問6	⑤その他:自由記入欄
設問7	④その他:自由記入欄
設問8	⑤その他:自由記入欄
設問9	⑦その他:自由記入欄

3. 技術やノウハウ等(知的財産)の経営への活用について

設問10 設問11	設問10		設問11	
-----------	------	--	------	--

4. 人材育成・社内制度について

	77 ET 51/3/2/10 2 4 1 C			
≣Ω₽₽ 4 O		⑦人材育成ができていない選択時の理由記入欄		
設問12	⑧その他:自由記入欄			
設問13	⑦その他:自由記入欄		設問14	

5. 模倣被害について

設問15		設問 16		②を選択した場合の海外被害国記入欄
設問17		⑤その他:	自由記入欄	
設問18	⑤その他:自由記入欄			
設問19			⑤その他:自由記,	入欄

6. 知財に関する各種施策・制度の活用について

設問20	特許料金 の減免	審査請求 料の軽減	国内出願 の助成	早期審査 制度	外国出願 の助成	侵害調査 の助成	
設問21			①を選択した	こ場合の優遇を	受けた際の優	遇内容記載欄	例:金利の低減
設問22			127	の他:自由記	入欄		
設問23							

中小企業の知的財産に関する研究会

(敬称略・順不同)

座 長 荒井 寿光 東京中小企業投資育成株式会社 社長

委員 杉光 一成 金沢工業大学大学院 教授

高橋 徳行 武蔵大学 経済学部 教授

生島 博 東京都知的財産総合センター 所長

梶原 徳二 梶原工業株式会社 会長

森 洋二 株式会社ワールドケミカル 会長

伊藤 夏香 アイエヌ知財特許事務所 代表・弁理士

上原 洋一 上原ネームプレート工業株式会社 社長

白山 良一 株式会社シラヤマ 社長

萩野 源次郎 大和合金株式会社 社長

オブザーバー 堀川 有一 日本政策金融公庫 中小企業事業本部

新事業室 新事業融資課 課長

加藤 康二 日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部

知的財産課課課長

小林 龍雄 特許庁総務部 普及支援課 課長

「中小企業の知的財産に関する調査」 (報告書)

(東京都 地域振興推進事業)

発行 平成25年3月 発行所 東京商工会議所 産業政策第一部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 電話 03-3283-7638 URL http://www.tokyo-cci.or.jp 発行人 橋本 昌道

印刷・製本 株式会社マクビーカタガイ

※無断転載・複製を禁ずる